

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容(工種別、付属建物、放射線管理棟、非常用設備)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	定義(安重規発)	境界防止	遮音壁等	閉じ込め	火気等	煙害	距離	津波	外壁耐震	不法侵入等	漏水	設備	保安設備等	安全設備を有する設備	放射線管理棟	貯蔵施設	実験施設	放射線管理棟	監視設備	非常用電源設備	通信設備	非常用設備	その他必要許可を受ける仕様			
																											第一条	第二条	第三条
2415	付属建物除染室、分所室 ※1:屋外に設置	非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	定義	境界防止	遮音壁等	閉じ込め	火気等	煙害	距離	津波	外壁耐震	不法侵入等	漏水	設備	保安設備等	安全設備を有する設備	放射線管理棟	貯蔵施設	実験施設	放射線管理棟	監視設備	非常用電源設備	通信設備	非常用設備	その他必要許可を受ける仕様			
			変更なし	変更なし	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	
			変更なし	変更なし	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設
			変更なし	変更なし	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設
			変更なし	変更なし	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設

2415

変更後

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可申請書の内容(工種別、付属建物、放射線管理棟、非常用設備)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	定義(安重規発)	境界防止	遮音壁等	閉じ込め	火気等	煙害	距離	津波	外壁耐震	不法侵入等	漏水	設備	保安設備等	安全設備を有する設備	放射線管理棟	貯蔵施設	実験施設	放射線管理棟	監視設備	非常用電源設備	通信設備	非常用設備	その他必要許可を受ける仕様			
																											第一條	第二條	第三條
2415	付属建物除染室、分所室 ※1:屋外に設置	非常用設備 自動火災報知設備	変更なし	定義	境界防止	遮音壁等	閉じ込め	火気等	煙害	距離	津波	外壁耐震	不法侵入等	漏水	設備	保安設備等	安全設備を有する設備	放射線管理棟	貯蔵施設	実験施設	放射線管理棟	監視設備	非常用電源設備	通信設備	非常用設備	その他必要許可を受ける仕様			
			変更なし	変更なし	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	
			変更なし	変更なし	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設
			変更なし	変更なし	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設
			変更なし	変更なし	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設	増設

2415

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

変更理由

表2 事業許可との相違点リスト (2/11)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計		
火災等による損傷の防止 自動火災報知設備(火災感知設備)	ロ. 加工施設の一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 (2) 火災の感知及び消火 火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。 [P.16~17]	添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 子. 火災・爆発に対する安全設計 (イ) 火災防護設計 1. 火災防護の個別設計 (2) 火災の感知及び消火 ・火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき警戒区域を設定し、消防法の設置基準に従って自動火災報知設備を設置する設計とする。火災感知器及び発信器の配置図を【別添フ2】に示す。 [P.(添五)-50] 別添フ2 火災感知器及び発信器の配置図 「※詳細設計において配置が変わる可能性がある。」 [P.(添五)-315~(添五)-322] 別添フ6 火災発生時の消火体制と消火能力について 1. 消火体制について (2) 夜間、休日等火災現場に作業者がいない場合 作業をしていない場合は、不要な電源を遮断しており、金属収納してない可燃物の周辺に着火源がないことから、火災が発生しにくい環境下にある。万一、火災が発生した場合は、現場に設置している感知器が検知し、当該エリアで地区警報装置が吹鳴する。また～ [P.(添五)-336] 添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書 イ. 設計基準事故 (ロ) 設計基準事故の選定及び評価 3. 拡大防止・影響緩和対策 d. ウラン粉末の漏えい(火災による漏えい) 管理区域における火災を自動火災報知設備で検知し、初期消火を実施する。また [P.(添七)-8]	資料2 (火災等による損傷の防止) [4.1-建1] 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室は消防法施行令第1条に基づき、工場とし、火災を早期に感知し報知するために、消防法第十七条第一項に基づき、消防の用に供する設備として、自動火災報知設備を設置する。 自動火災報知設備の感知器は、消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(煙、熱、空気管式、警報設備(ベル))を各建物に設置する。 また、転換工場、成型工場、組立工場、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所は、飛散防止用防護ネットの設置に伴い煙感知器、熱感知器のメンテナンスが難しくなるため、メンテナンス性に優れた空気管式に変更する。また、除染室・分析室は間仕切り壁更新に伴い、空気管式感知器の配置を変更する。 なお、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟及び放射線管理棟前室は鉄筋コンクリート造、工場棟転換工場及び除染室・分析室は鉄骨造、容器管理棟は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、消防法施行令第22条に規定されている漏電火災警報機の設置基準に該当しないため、本施設には当該警報機は設置不要である。 各建物の仕様表記載頁及び配置図番号 ・表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4/18)、配置図: 図リ建-23~25 ・表イ建-1 工場棟成型工場 仕様表(3/16)、配置図: 図リ建-26~28 ・表イ建-1 工場棟組立工場 仕様表(3/14)、配置図: 図リ建-29~30 ・表イ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(3/14) 配置図: 図リ建-31 ・表イ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表(3/11)、配置図: 図リ建-32 ・表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表(3/15)、配置図: 図リ建-33 ・表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(2/10) 配置図: 図リ建-33 ・表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表(3/15) 配置図: 図リ建-34	事業許可で示した自動火災報知設備(火災感知設備)を、以下の理由により変更した。 -既存設備の特性を考慮し、煙感知器から熱感知器に変更した。 -設備形により、煙感知器を削除した。 -飛散防止用防護ネット設置により、メンテナンス性向上のため空気管式感知器に変更した。 -空気管式感知器設置により、熱感知器を削除した。 -事業許可では非管理区域の感知器を記載していなかったが、本申請では記載を追加した。 -設置不要な感知器の記載を削除した。 -組立工場前室の折板張替え補強のための天井撤去により、煙感知器を追加した。 -転換工場の天井撤去により、感知器の個数・配置を変更した。 自動火災報知設備(火災感知設備)の種類・員数・配置を変更したが、事業許可の基本方針である消防法、消防法施行規則に基づいて設置する設計であり、事業許可と整合している。
火災等による損傷の防止 消火設備(消火器)	ロ. 加工施設の一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 (2) 火災の感知及び消火 (～省略～) ・初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。 なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。 [P.17]	添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 子. 火災・爆発に対する安全設計 (2) 火災の感知及び消火 (～省略～) ・消火活動を迅速に行うために、消防法に基づき消火設備として消火器を設置する設計とする。また、火災発生時に消火器で消火するために、消火器の設置数は消防法で定める消火器具に関する基準に定める数以上に設置する設計とする。 さらに、第1種管理区域では水消火による隣界の発生を防止するために、金属製の容器や櫃で着火源を遮断できない可燃性物質に対し、その周辺に消火器を追加配置する設計とする。消火器の配置図を【別添フ3】に示す。 (～省略～) [P.(添五)-50] 別添フ6 火災発生時の消火体制と消火能力について 2. 消火能力について 消防法施行令第10条で定める必要な能力単位以上の消火器を設置している。 また、金属容器に収納してない可燃性物質がある場所には、当該可燃性物質の消火に必要な本数の消火器を追加設置する。 [P.(添五)-337] 別添フ3 消火器配置図(工場棟1階) [P.(添五)-323] 別添フ3 消火器配置図(工場棟2階) [P.(添五)-324] 別添フ3 消火器配置図(工場棟3階) [P.(添五)-325]	資料2 (火災等による損傷の防止) [4.1-建1] 初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法第十七条第一項に基づき、消防の用に供する設備として、消火器を設置する。 消火器までの歩行距離は消防法施行規則第六條第六項に基づき、消火器に至る歩行距離を20m以下とする。なお消火器の配置については、所轄消防本部からの指図により、決定する。 (以下、具体的な内容の記載があるが割愛) [4.1-建4] 火災の発生を防止するため、管理区域内の可燃物を削減、または金属製の容器に収納することとしているが、第1種管理区域である工場棟転換工場、工場棟成型工場、及び第2種管理区域である工場棟組立工場に、削減または金属製の容器に収納できない木製の机やプラスチックの備品があるため、周辺に粉末消火器を追加配置している。 [4.1-建5] (～省略～) また、屋外消火栓を増設しても水平距離が40m以下とならないエリアについては、所轄消防本部と協議して、消防法施行令第19条の適用除外(消防法施行令第32条)とする了解を取得している。了解の取得に際しては、工場棟東側の屋外消火栓近傍に20ホースを1本追加収納(合計3本を収納)したホース格納箱を設置すると共に、粉末消火器を設置している。 各建物の仕様表記載頁及び配置図番号 ・表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4/18,5/18) 配置図: 図リ建-36~38 ・表イ建-1 工場棟成型工場 仕様表(3/16,4/16) 配置図: 図リ建-39~41 ・表イ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(3/14)、配置図: 図リ建-42 ・表イ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(3/14) 配置図: 図リ建-43 ・表イ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表(3/11)、配置図: 図リ建-44 ・表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表(3/15)、配置図: 図リ建-45 ・表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(2/10) 配置図: 図リ建-45 ・表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表(3/15) 配置図: 図リ建-46	事業許可で示した消火設備(消火器)を、以下の理由により変更した。 -所轄消防本部の指図(消防法施行令の適用除外措置等)、及び事業許可(「(添五)-337ページ:金属容器に収納してない可燃性物質がある場所には、当該可燃性物質の消火に必要な本数の消火器を追加設置する。’)に基づき、消火器を追加している。 -ハロン消火器は販売が禁止されており撤去予定のため、消火器の員数には含まず能力単位を算出した。 -放射線管理棟に間仕切り壁を設置したため、消火器を追加した。 -放射線管理棟前室を新設したため、消火器を追加した。 (具体的な内容は資料2の[4.1-建3]に記載) 消火設備(消火器)の員数を変更したが、事業許可の基本方針である消防法で定める数以上に設置(必要な能力単位を満足)する設計としており、事業許可と整合している。

[凡例]
 ・下線: 要点箇所
 ・青字: 変更点

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表2 事業許可との相違点リスト (2/11)

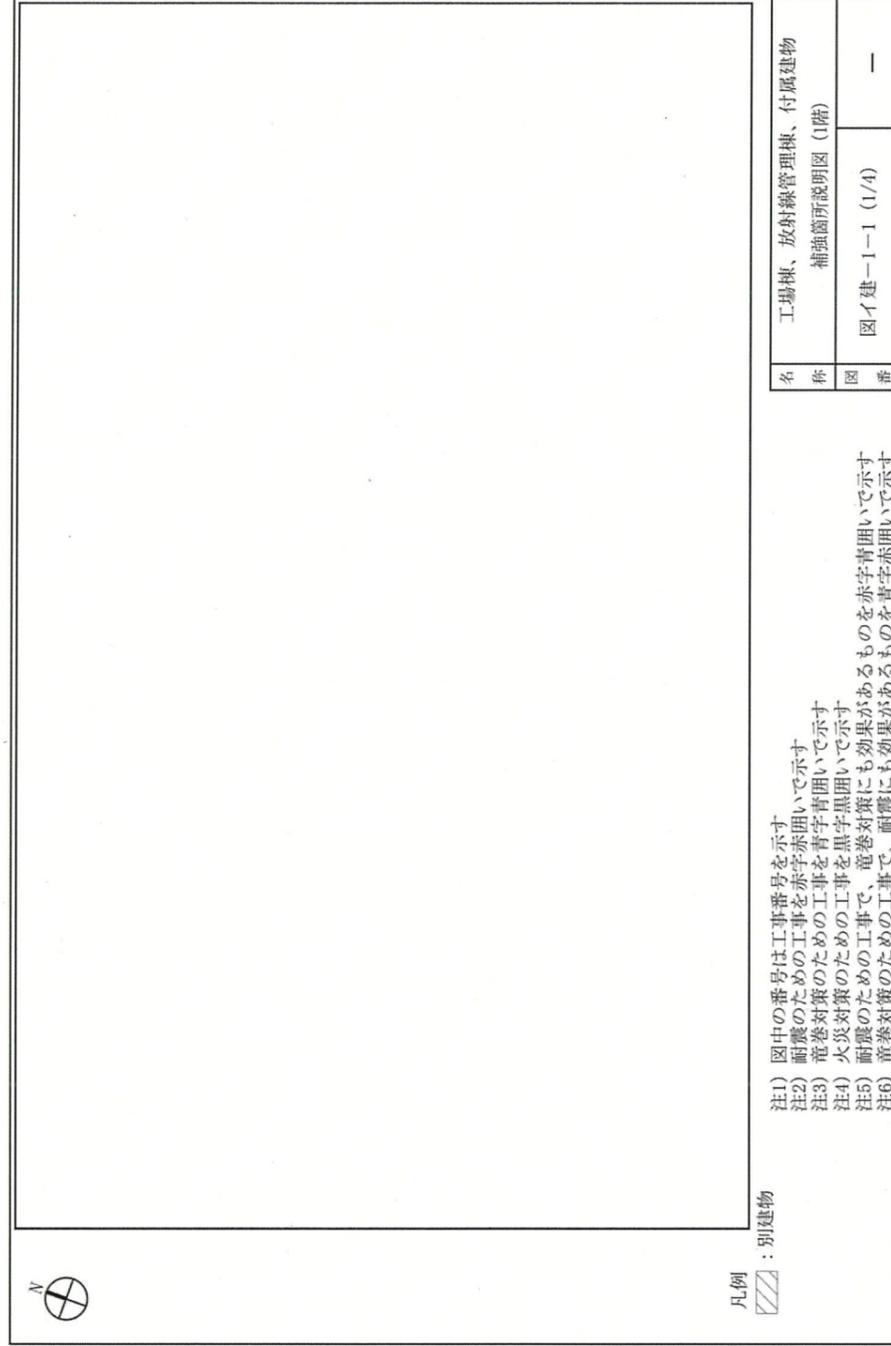
項目	基本方針	事業許可	基本設計	詳細設計	本申請	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 自動火災報知設備(火災感知設備)	ロ. 加工施設的一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 (2) 火災の感知及び消火 火災を早期に感知し報知するために、 <u>消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。</u> [P.16~17]	添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 チ. 火災・爆発に対する安全設計 (イ) 火災防護設計 1. 火災防護の個別設計 ・ 火災の感知及び消火 ・ 火災を早期に感知し報知するために、 <u>消防法に基づき警戒区域を設定し、消防法の設置基準に従って自動火災報知設備を設置する設計とする。火災感知器及び発信器の配置図を【別添付2】に示す。</u> [P.(添五)-50] 別添付2 火災感知器及び発信器の配置図 「※詳細設計において配置が変わる可能性がある。」 [P.(添五)-315~(添五)-322] 別添付6 火災発生時の消火体制と消火能力について 1. 消火体制について (2) 夜間、休日等火災現場に作業者がいない場合 作業をしていない場合は、不要な電源を遮断しており、金属収納していない可燃物の周辺に着火源がないことから、火災が発生しにくい環境下にある。万一、火災が発生した場合は、現場に設置している感知器が検知し、当該エリアで地区警報装置が吹鳴する。また～ [P.(添五)-336] 添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書 イ. 設計基準事故 (ロ) 設計基準事故の選定及び評価 3. 拡大防止・影響緩和対策 d. ウラン粉末の漏えい(火災による漏えい) 管理区域における火災を自動火災報知設備で検知し、初期消火を実施する。また、～ [P.(添七)-8]	資料2 (火災等による損傷の防止) [4.1-1建1] 工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室、除染室・分析室は消防法施行令別表第一に基づき、工場とし、 <u>火災を早期に感知し報知するために、消防法第十七条第一項に基づき、消防の用に供する設備として、自動火災報知設備を設置する。</u> 自動火災報知設備の感知器は、消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(煙、熱、空気管式、警報設備(ベル))を各建物に設置する。 また、 <u>転換工場、成型工場、組立工場、放射線管理棟等一時貯蔵所は、飛散防止用防護ネットの設置に伴い煙感知器、熱感知器のメンテナンスが難しくなるため、メンテナンス性に優れた空気管式に変更する。また、除染室・分析室は間仕切り壁更新に伴い、空気管式感知器の配置を変更する。</u> なお、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟及び放射線管理棟前室は鉄筋コンクリート造、工場棟転換工場及び除染室・分析室は鉄骨造、容器管理棟は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、消防法施行令第二十二条に規定されている漏電火災警報機の設置基準に該当しないため、本施設には当該警報機は設置不要である。 各建物の仕様表記載頁及び配置図番号 ・ 表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4/18)、配置図: 図り建-23~25 ・ 表八建-1 工場棟成型工場 仕様表(3/16)、配置図: 図り建-26~28 ・ 表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(3/14)、配置図: 図り建-29~30 ・ 表ヘ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(3/14) 配置図: 図り建-31 ・ 表ヘ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表(3/11)、配置図: 図り建-32 ・ 表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表(3/15)、配置図: 図り建-33 ・ 表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(2/10) 配置図: 図り建-33 ・ 表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表(3/15) 配置図: 図り建-34	事業許可で示した自動火災報知設備(火災感知設備)を、以下の理由により変更した。 - 既存設備の特性を考慮し、煙感知器から熱感知器に変更した。 - 設備移設により、煙感知器を削除した。 - 飛散防止用防護ネット設置により、メンテナンス性向上のため空気管式感知器に変更した。 - 空気管式感知器設置により、熱感知器を削除した。 - 事業許可では非管理区域の感知器を記載していなかったが、本申請では記載を追加した。 - 設置不要な感知器の記載を削除した。 - 組立工場前室の折板張替え補強のための天井撤去により、煙感知器を追加した。 - 転換工場の天井撤去により、感知器の個数・配置を変更した。 - <u>転換工場の部屋の用途変更により感知器を追加した。</u> - <u>転換工場の1F防護力バー内に感知器を追加した。</u> - <u>付帯設備室と廃液処理室の間の壁が移動したため、配置を変更した。</u> 自動火災報知設備(火災感知設備)の種類・員数・配置を変更したが、 <u>事業許可の基本方針である消防法、消防法施行規則に基づいて設置する設計であり、事業許可と整合している。</u>		
火災等による損傷の防止 消火設備(消火器)	ロ. 加工施設的一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 (2) 火災の感知及び消火 (~省略~) ・ 初期消火を迅速かつ確実に行うために、 <u>消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。</u> なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。 [P.17]	添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 チ. 火災・爆発に対する安全設計 (2) 火災の感知及び消火 (~省略~) ・ 消火活動を迅速に行うために、 <u>消防法に基づき消火設備として消火器を設置する設計とする。また、火災発生時に消火器で消火するために、消火器の設置数は消防法で定める消火器具に関する基準に定める数以上を設置する設計とする。</u> さらに、第1種管理区域では水消火による臨界の発生を防止するために、 <u>金属製の容器や罐で着火源を遮断できない可燃性物質に対し、その周辺に消火器を追加配置する設計とする。消火器の配置図を【別添付3】に示す。</u> (~省略~) [P.(添五)-50] 別添付6 火災発生時の消火体制と消火能力について 2. 消火能力について 消防法施行令第10条で定める必要な能力単位以上の消火器を設置している。 また、金属容器に収納していない可燃性物質がある場所には、当該可燃性物質の消火に必要な本数の消火器を追加設置する。 [P.(添五)-337] 別添付3 消火器配置図(工場棟1階) [P.(添五)-323] 別添付3 消火器配置図(工場棟2階) [P.(添五)-324] 別添付3 消火器配置図(工場棟3階) [P.(添五)-325]	資料2 (火災等による損傷の防止) [4.1-1建3] 初期消火を迅速かつ確実に行うために、 <u>消防法第十七条第一項に基づき、消防の用に供する設備として、消火器を設置する。</u> 消火器までの歩行距離は消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離を20m以下とする。なお消火器の配置については、 <u>所轄消防本部からの指導により、決定する。</u> (以下、具体的な内容の記載があるが割愛) [4.1-1建4] 火災の発生を防止するため、管理区域内の可燃物を削減、または金属製の容器に収納することとしているが、第1種管理区域である工場棟転換工場、工場棟成型工場、及び第2種管理区域である工場棟組立工場に、削減または金属製の容器に収納できない木製の肌やプラスチックの備品があるため、 <u>周辺に粉末消火器を追加配置している。</u> [4.1-1建5] (~省略~) また、 <u>屋外消火栓を増設しても水平距離が40m以下とならないエリアについては、所轄消防本部と協議して、消防法施行令第十九条の適用除外(消防法施行令第三十二条)とする了解を取得している。了解の取得に際しては、工場棟東側の屋外消火栓近傍に20mホースを1本追加収納(合計3本を収納)したホース格納箱を設置すると共に、粉末消火器を設置している。</u> 各建物の仕様表記載頁及び配置図番号 ・ 表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表(4/18, 5/18) 配置図: 図り建-36~38 ・ 表八建-1 工場棟成型工場 仕様表(3/16, 4/16) 配置図: 図り建-39~41 ・ 表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表(3/14)、配置図: 図り建-42 ・ 表ヘ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(3/14) 配置図: 図り建-43 ・ 表ヘ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表(3/11)、配置図: 図り建-44 ・ 表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表(3/15)、配置図: 図り建-45 ・ 表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表(2/10) 配置図: 図り建-45 ・ 表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表(3/15) 配置図: 図り建-46	事業許可で示した消火設備(消火器)を、以下の理由により変更した。 - 所轄消防本部の指導(消防法施行令の適用除外措置等)、及び事業許可(添五)-337ページ:金属容器に収納していない可燃性物質がある場所には、当該可燃性物質の消火に必要な本数の消火器を追加設置する。)に基づき、消火器を追加している。 - ハロン消火器は販売が禁止されており撤去予定のため、消火器の員数には含まず能力単位を算出した。 - 放射線管理棟に間仕切り壁を設置したため、消火器を追加した。 - 放射線管理棟前室を新設したため、消火器を追加した。 (具体的な内容は資料2の[4.1-1建3]に記載) 消火設備(消火器)の員数を変更したが、 <u>事業許可の基本方針である消防法で定める数以上を設置(必要な能力単位を満足)する設計としており、事業許可と整合している。</u>		

[凡例]
・ 下線: 要点箇所
・ 赤字: 変更点

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 3

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

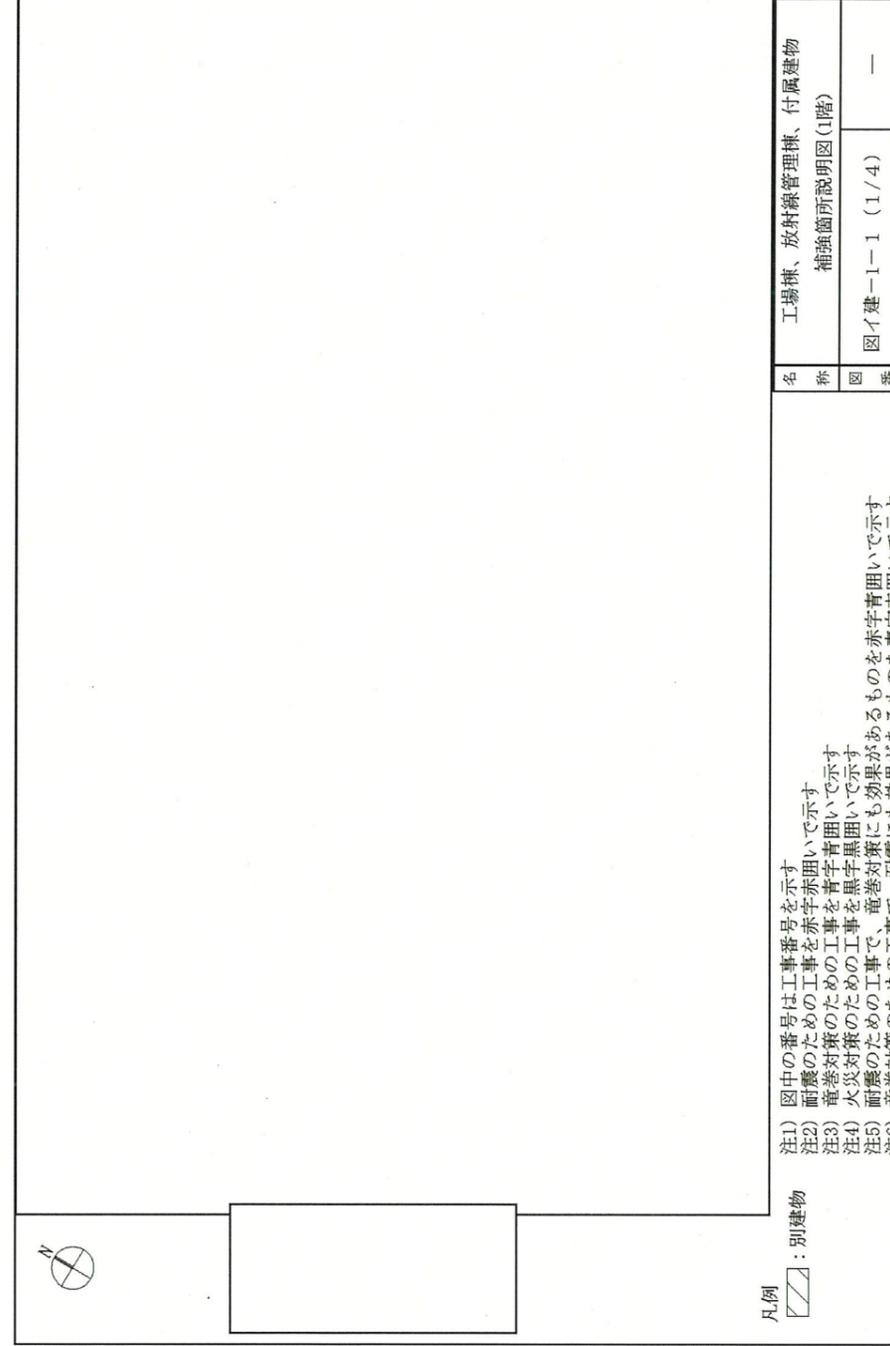


591

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)
図番	図イ建-1-1 (1/4)

注1) 図中の番号は工事番号を示す
 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲い以示す
 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲い以示す
 注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲い以示す
 注5) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲い以示す
 注6) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲い以示す

変更後



591

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)
図番	図イ建-1-1 (1/4)

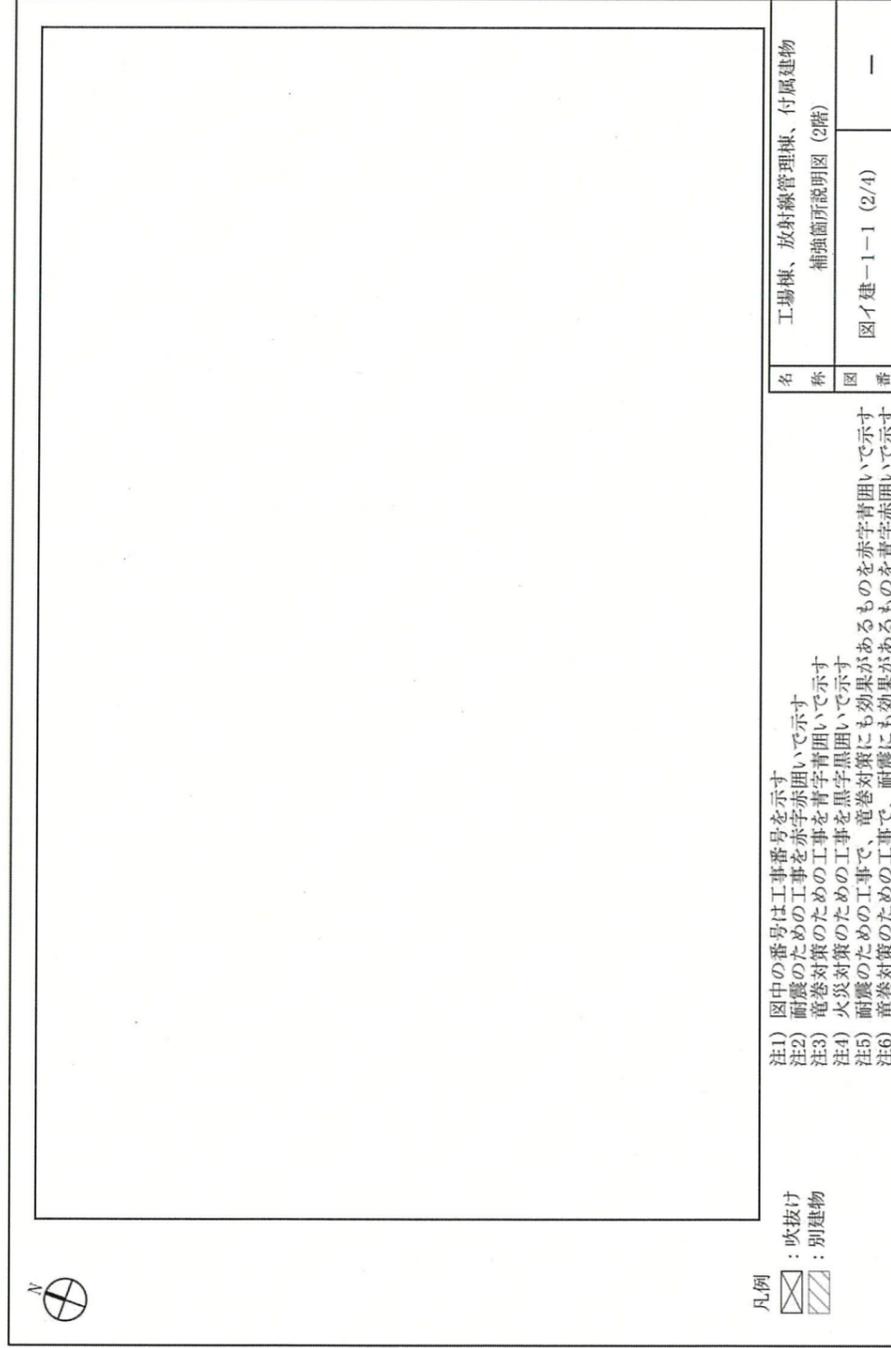
注1) 図中の番号は工事番号を示す
 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲い以示す
 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲い以示す
 注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲い以示す
 注5) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲い以示す
 注6) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲い以示す

変更理由

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤太線囲い以示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



592

変更後



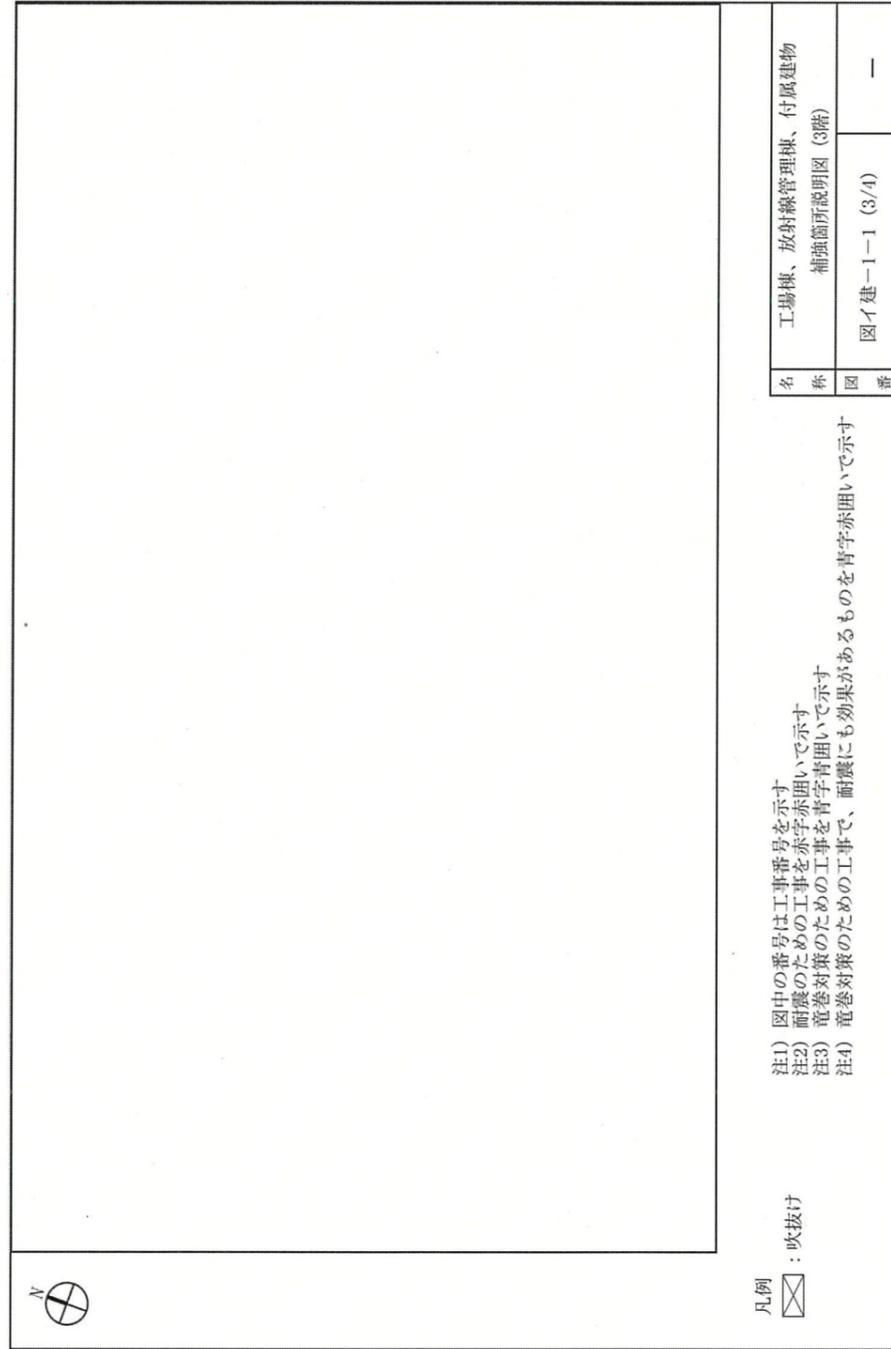
592

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤太線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



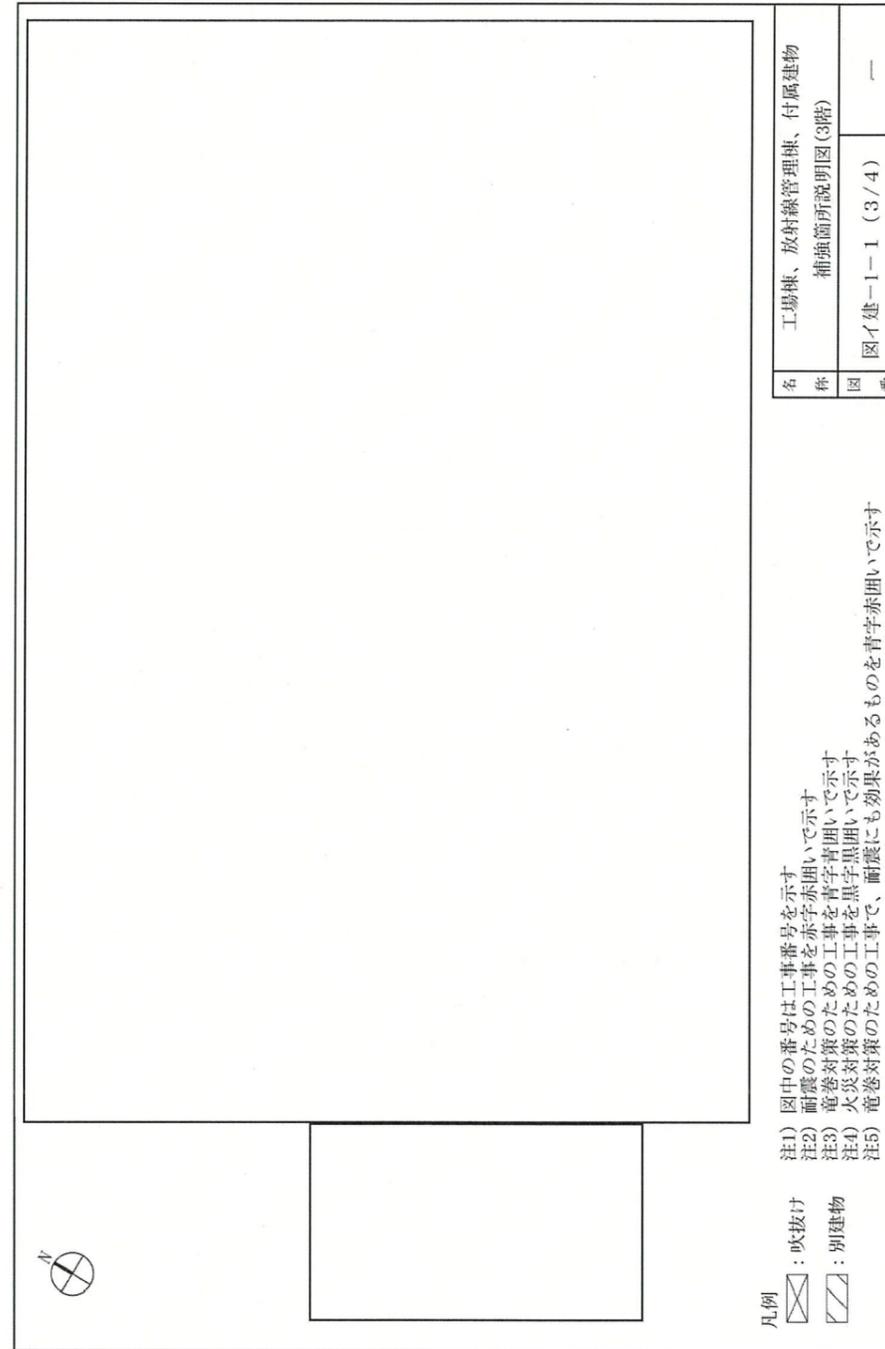
593

凡例 : 吹抜け

注1) 図中の番号は工事番号を示す
 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲い以示す
 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲い以示す
 注4) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲い以示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)
図番	図イ建-1-1 (3/4)
番	1

変更後



593

凡例 : 吹抜け
 : 別建物

注1) 図中の番号は工事番号を示す
 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲い以示す
 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲い以示す
 注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲い以示す
 注5) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲い以示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)
図番	図イ建-1-1 (3/4)
番	1

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤太線囲い以示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

627

凡例
 [斜線] : 別建物
 [---] : EXP, J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照
 *1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える *4 : 次回以降申請
 *2 : F1竜巻で損傷しない *3 : 外壁内側に耐火被覆材(厚さ□)を設置
 注1) SDは鉄扉、SSIはシャッターを示す
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(転換工場)」を参照

主要な構造材	柱、梁	鉄骨
	屋根、壁	折板(鋼板), ALC

名称	工場棟 転換工場 建物1階平面図
図番	図イ建-14

単位: mm

工場棟 転換工場

変更後

627

凡例
 [斜線] : 別建物
 [---] : EXP, J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照
 *1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
 *2 : F1竜巻で損傷しない *4 : 次回以降申請
 *3 : 外壁内側に耐火被覆材(厚さ□)を設置
 注1) SDは鉄扉、SSIはシャッターを示す
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(転換工場)」を参照

主要な構造材	柱、梁	鉄骨
	屋根、壁	折板(鋼板), ALC

名称	工場棟 転換工場 建物1階平面図
図番	図イ建-14

単位: mm

工場棟 転換工場

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

工場棟 転換工場 建物2階平面図	工場棟 転換工場
名称	図番
図イ建-15	工場棟 転換工場

凡例

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

☒ : 吹抜け

▨ : 別建物

--- : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

注1) SDは鉄扉を示す

注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(転換工場)」を参照

628

変更後

工場棟 転換工場 建物2階平面図	工場棟 転換工場
名称	図番
図イ建-15	工場棟 転換工場

凡例

*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

☒ : 吹抜け

▨ : 別建物

--- : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

注1) SDは鉄扉を示す

注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(転換工場)」を参照

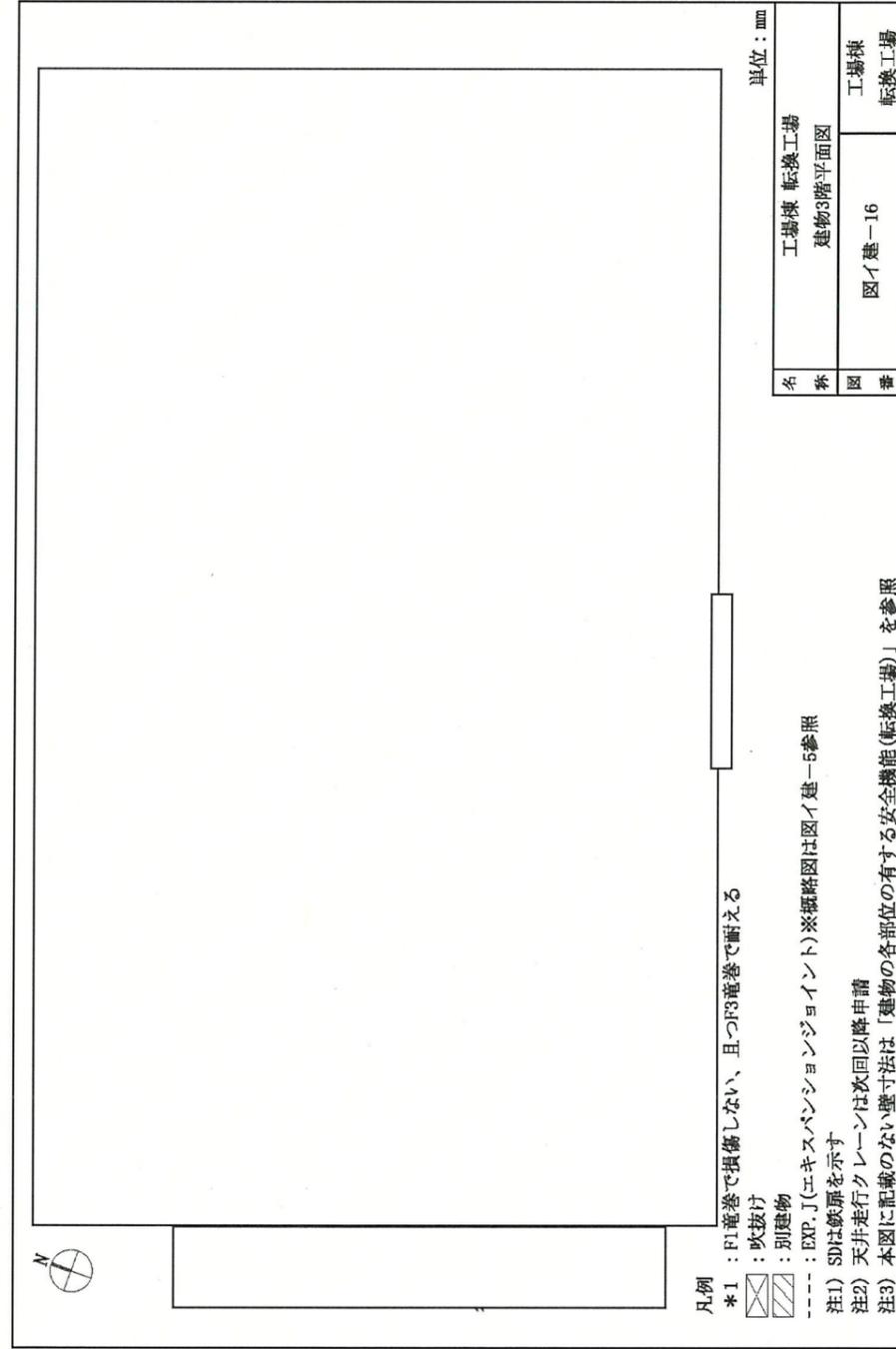
628

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

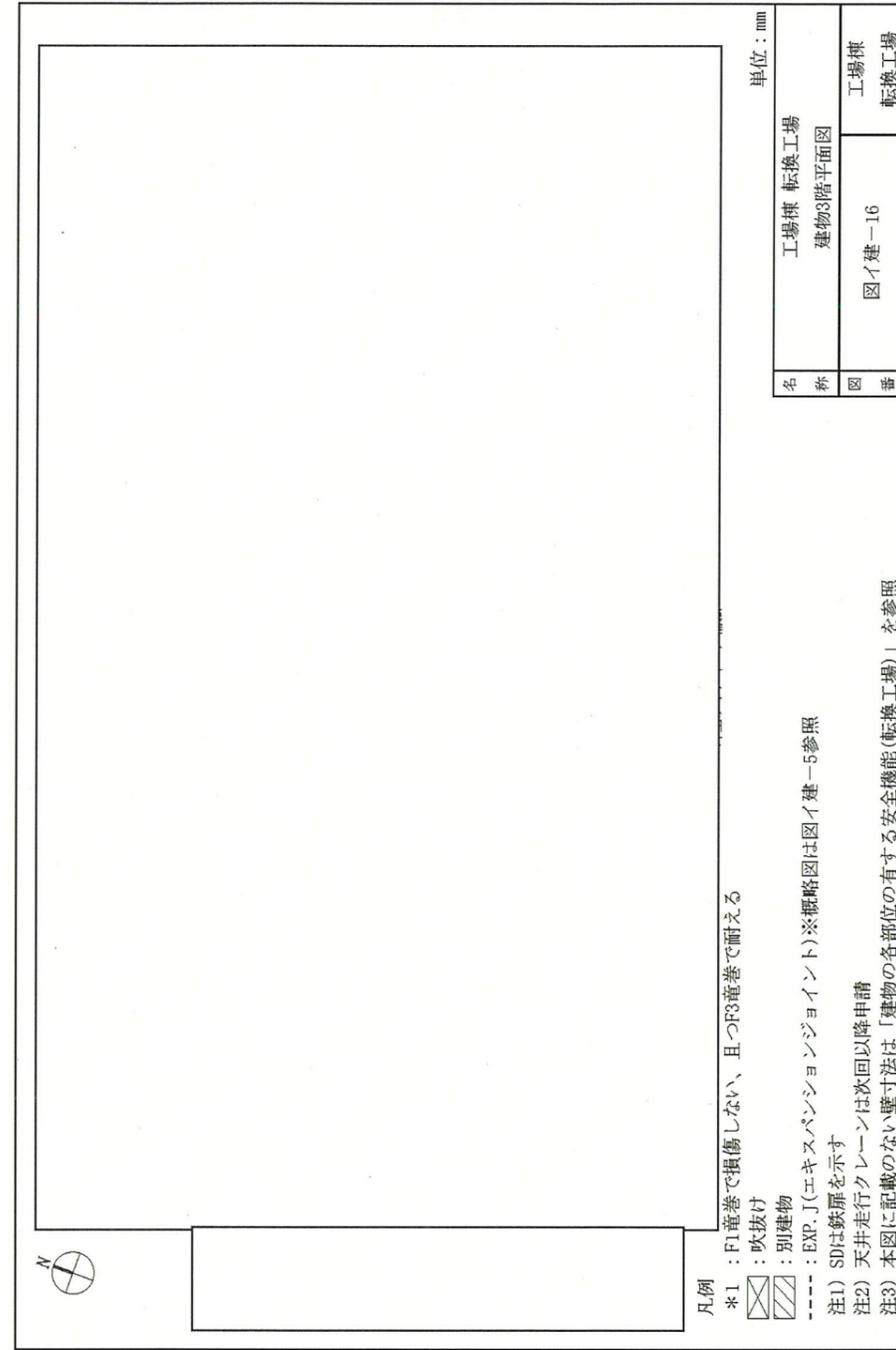
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



629

変更後



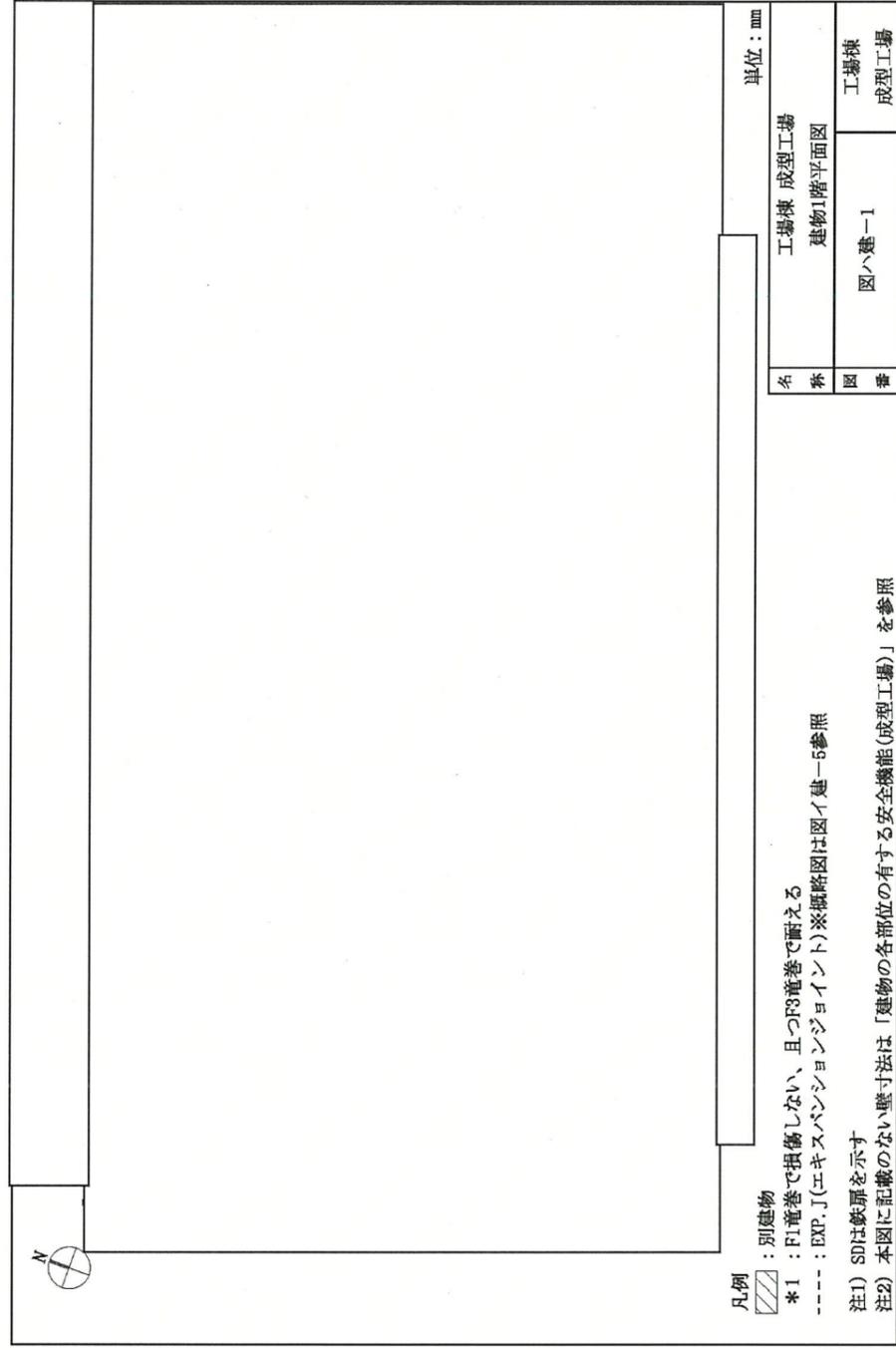
629

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

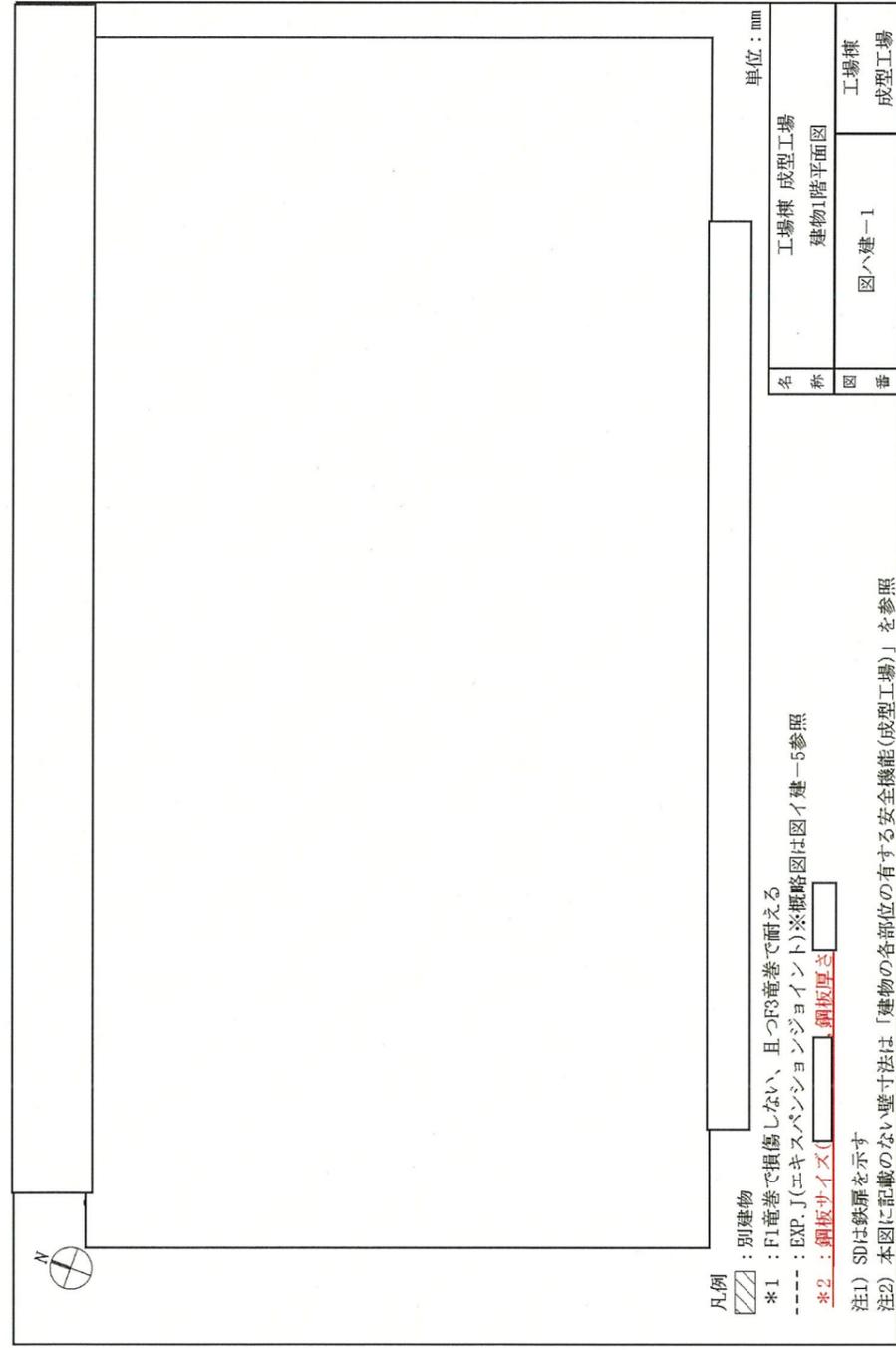
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



667

変更後



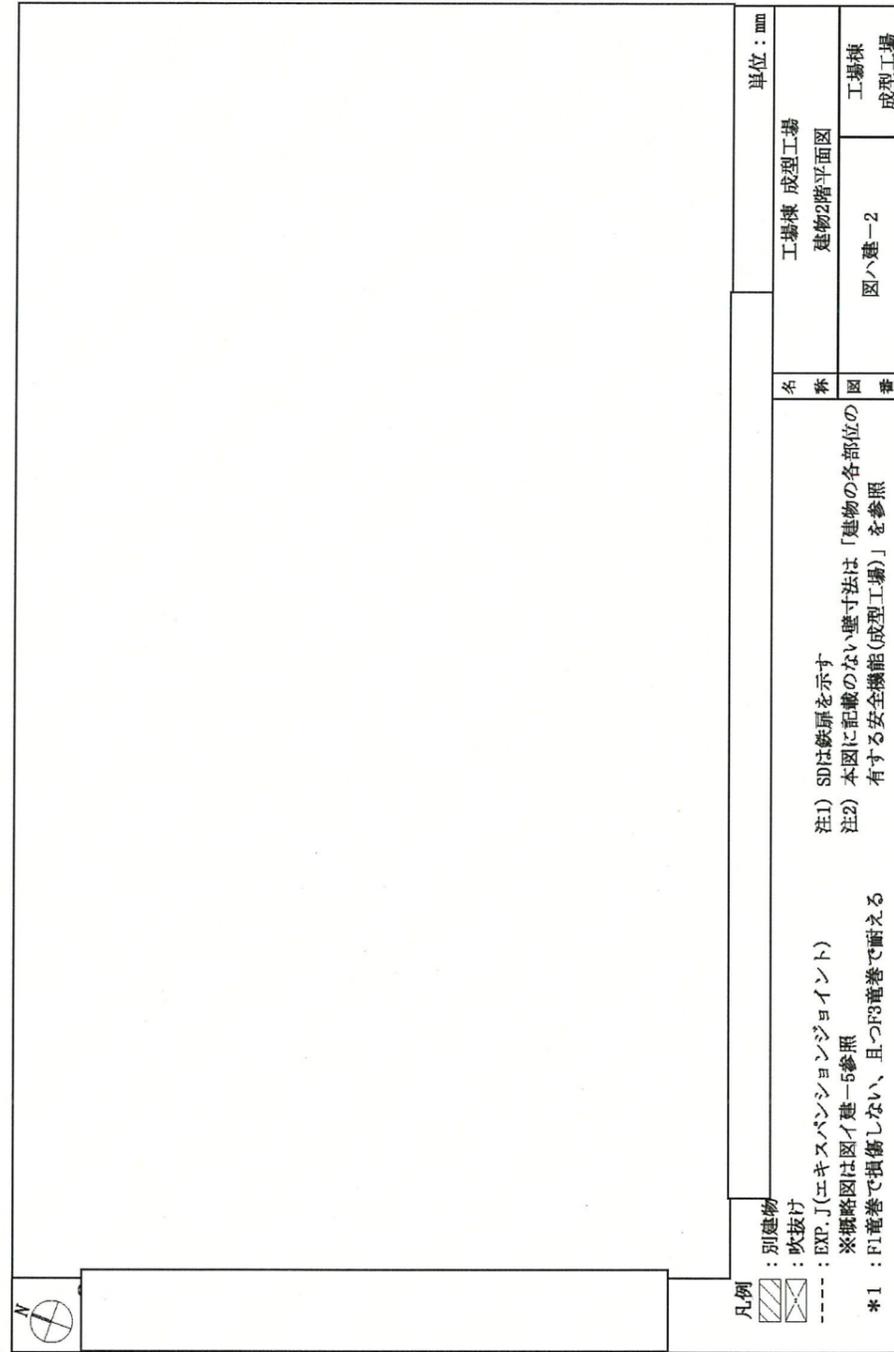
667

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

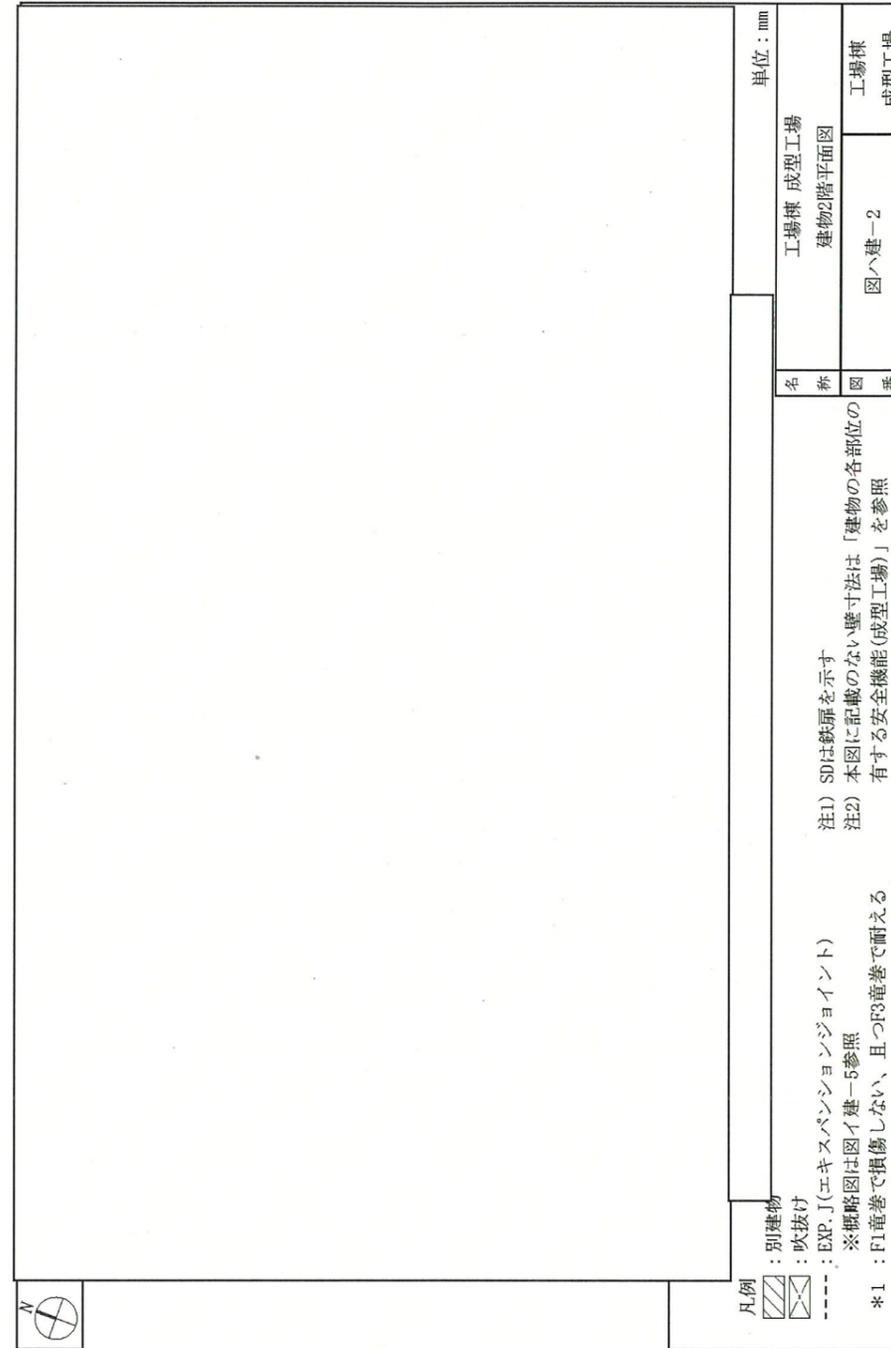
変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



668

単位: mm	
工場棟 成型工場	工場棟 成型工場
建物2階平面図	建物2階平面図
図ハ建-2	図ハ建-2
図番	図番
注1) SDは鉄扉を示す 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の 有する安全機能(成型工場)」を参照	
凡例 : 別建物 : 吹抜け : EXP. J(エキスパンションジョイント) ※概略図は図イ建-5参照 *1: F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える	

変更後



668

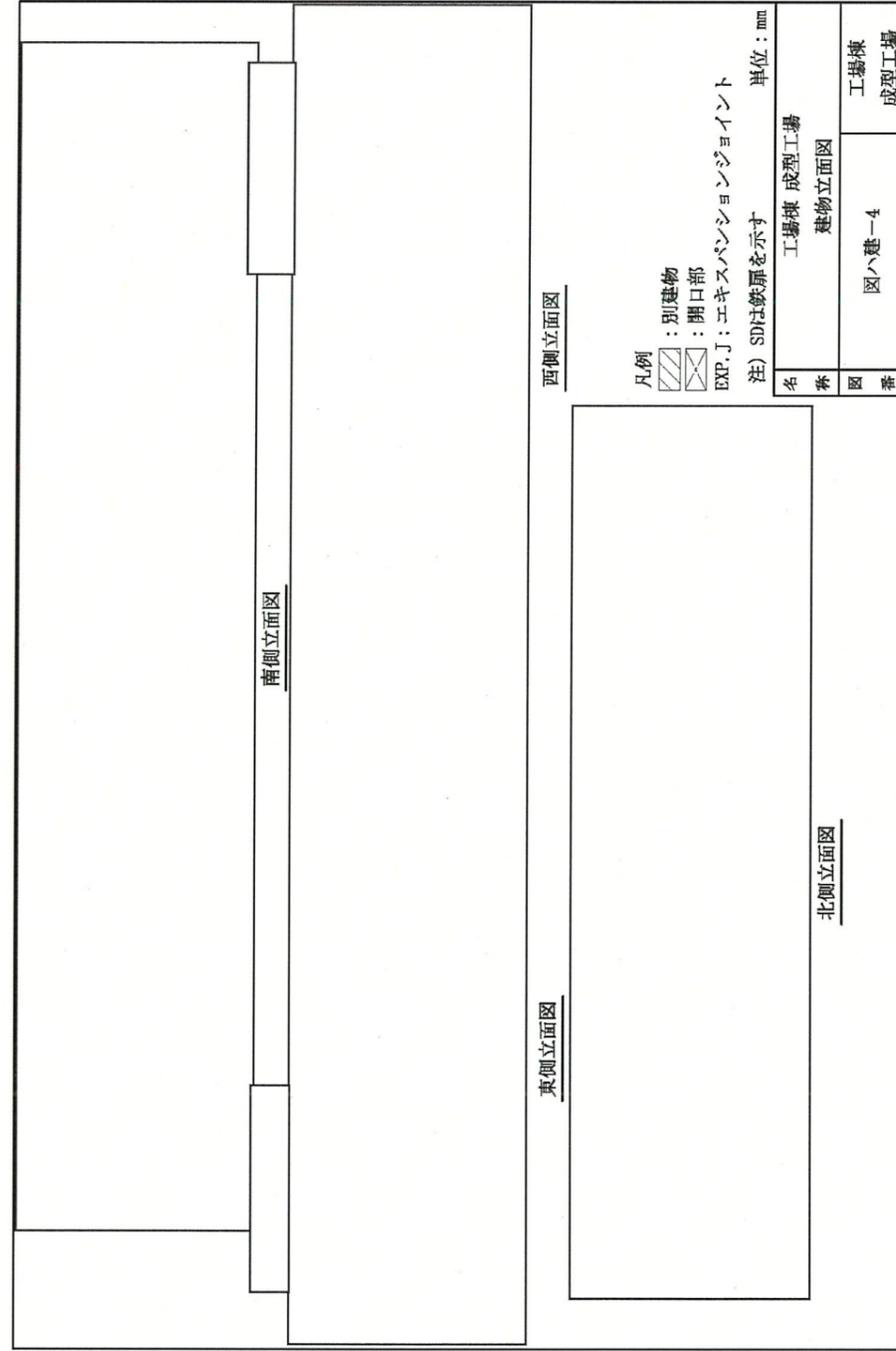
単位: mm	
工場棟 成型工場	工場棟 成型工場
建物2階平面図	建物2階平面図
図ハ建-2	図ハ建-2
図番	図番
注1) SDは鉄扉を示す 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の 有する安全機能(成型工場)」を参照	
凡例 : 別建物 : 吹抜け : EXP. J(エキスパンションジョイント) ※概略図は図イ建-5参照 *1: F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える	

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

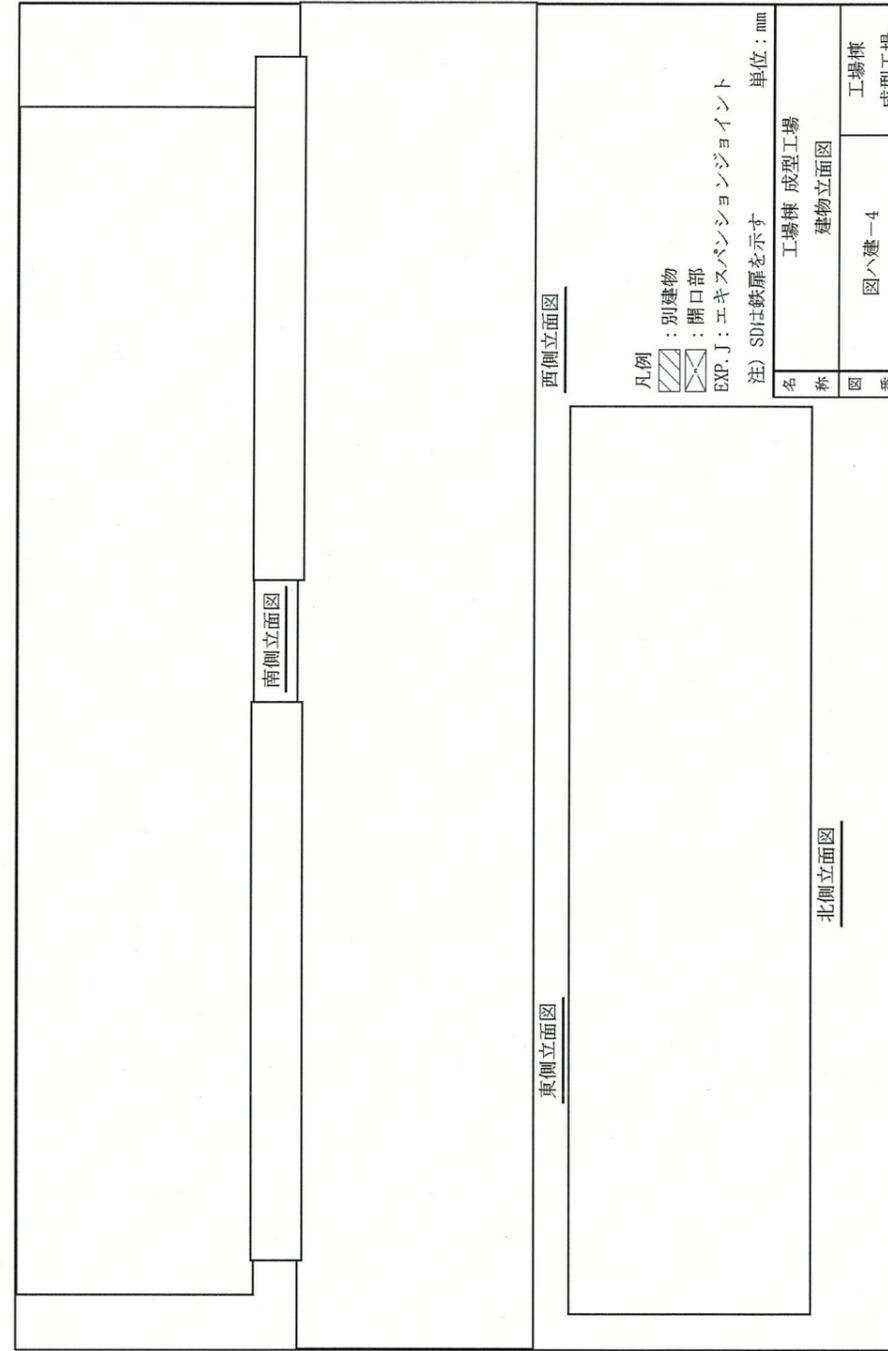
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



670

変更後



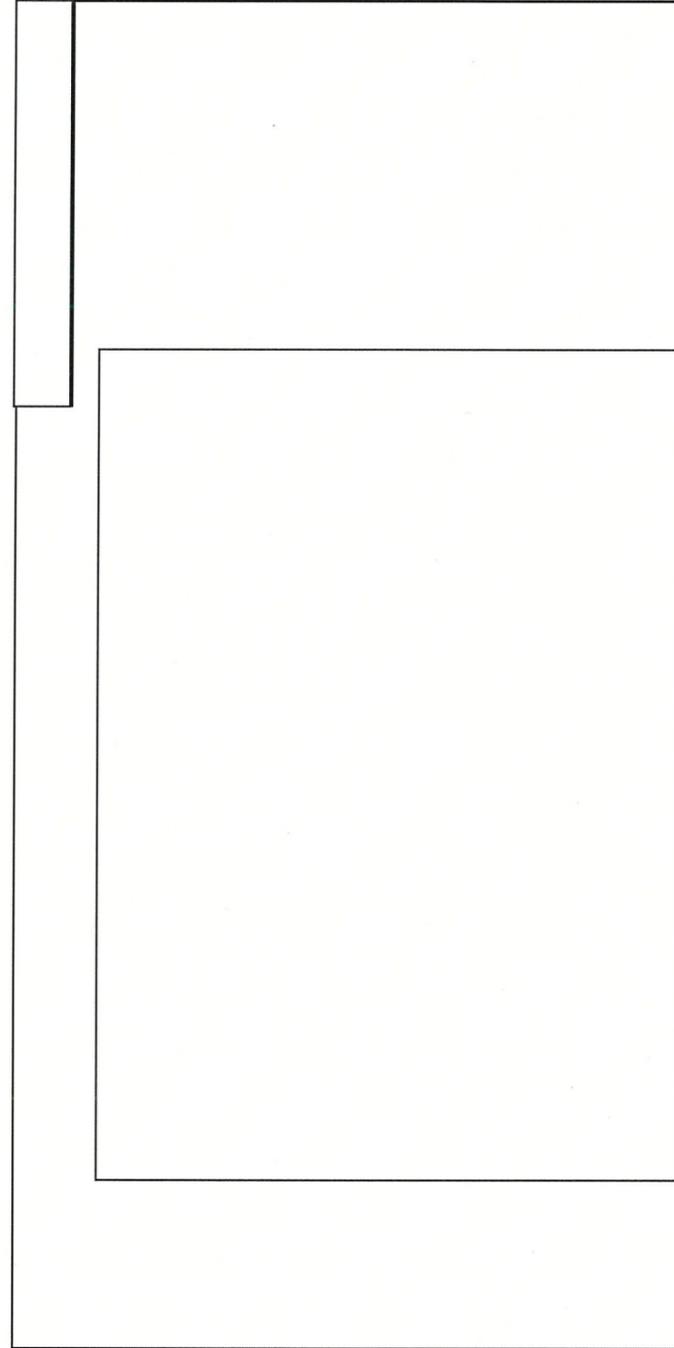
670

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

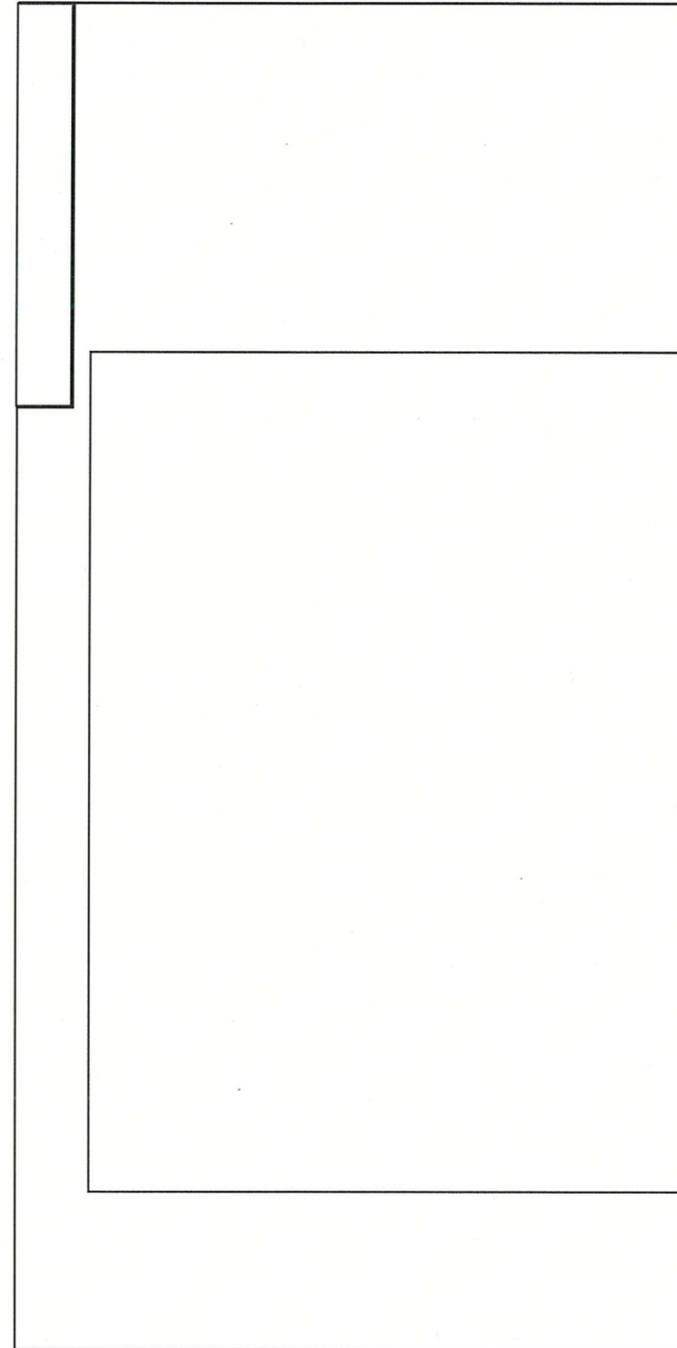


凡例
 *1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
 // : 別建物
 ---- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照
 注) SDは鉄扉を示す

単位: mm	
付属建物 第2核燃料倉庫	付属建物 第2核燃料倉庫
建物平面図	図へ建-1
名称	図番

714

変更後



凡例
 *1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
 // : 別建物
 ---- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照
 注) SDは鉄扉を示す

単位: mm	
付属建物 第2核燃料倉庫	付属建物 第2核燃料倉庫
建物平面図	図へ建-1
名称	図番

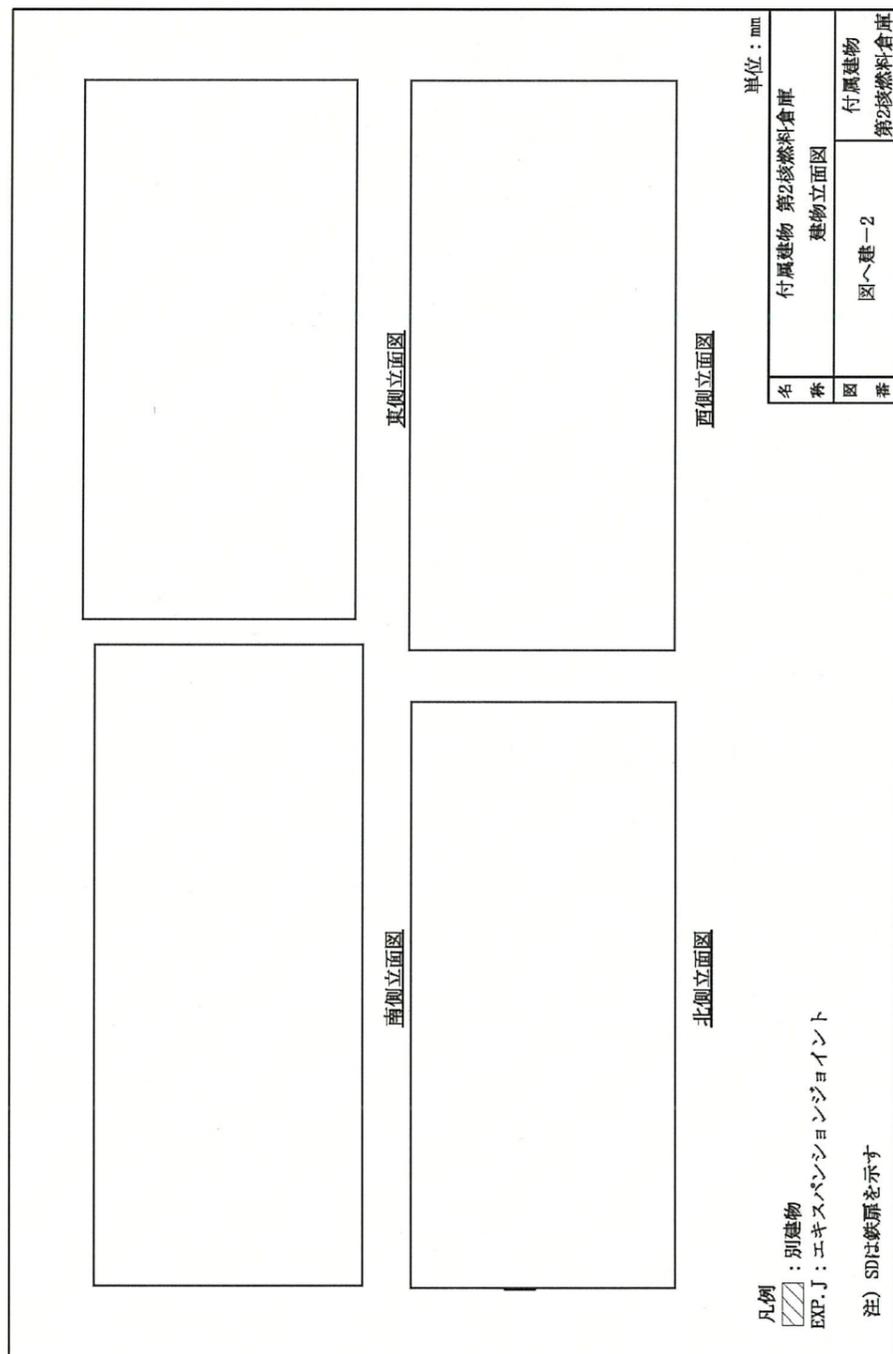
714

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

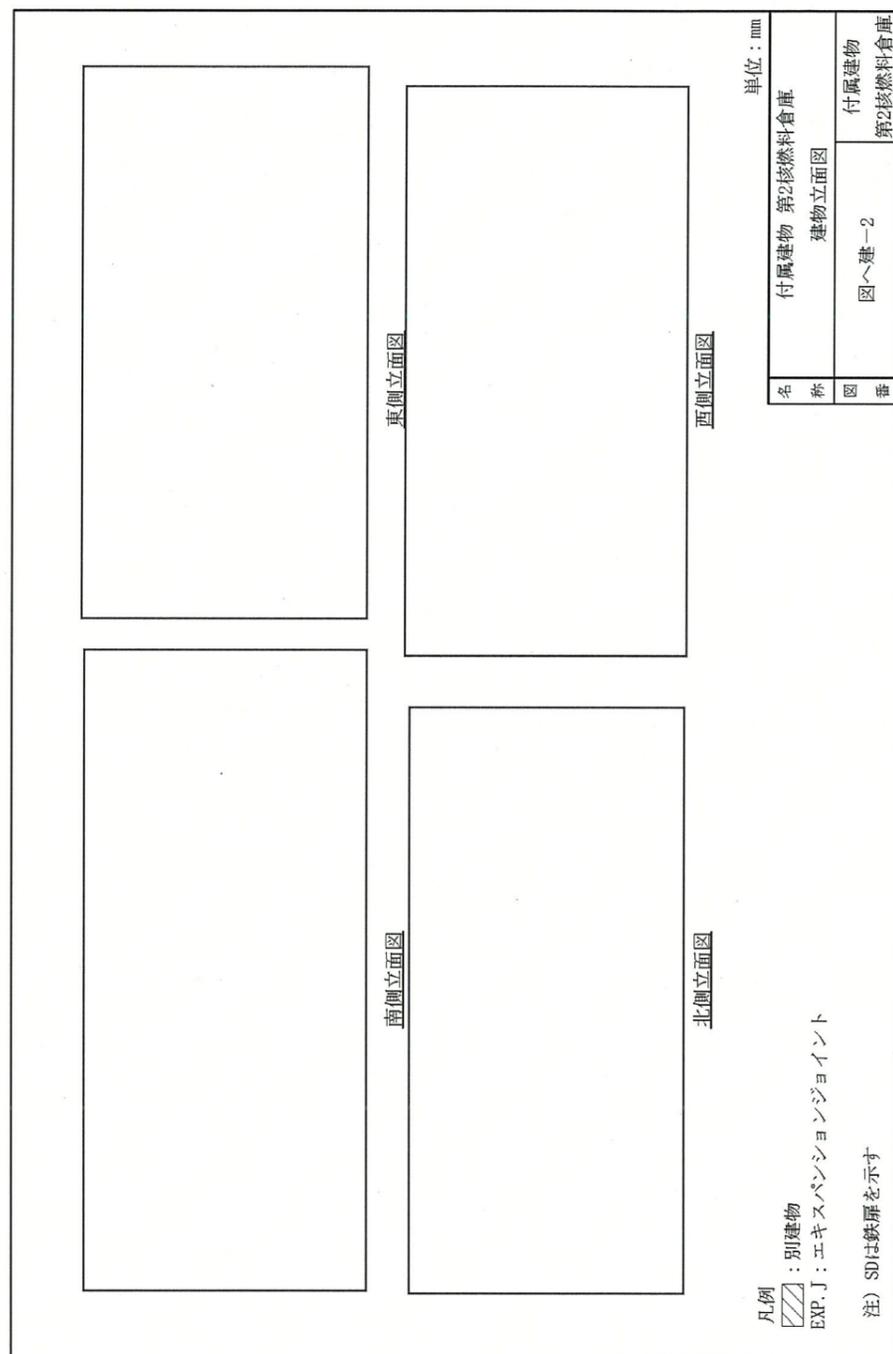
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



715

変更後



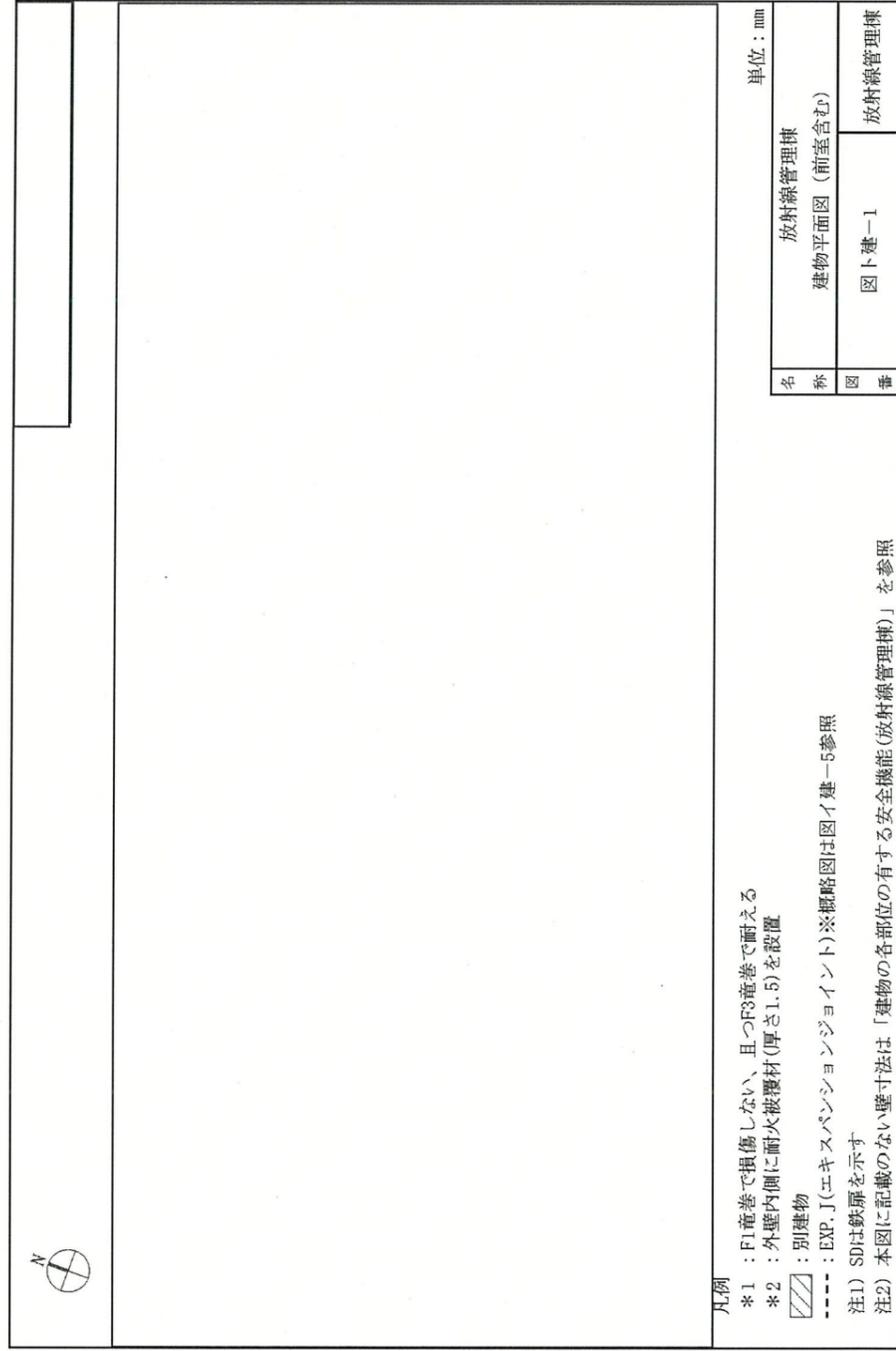
715

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

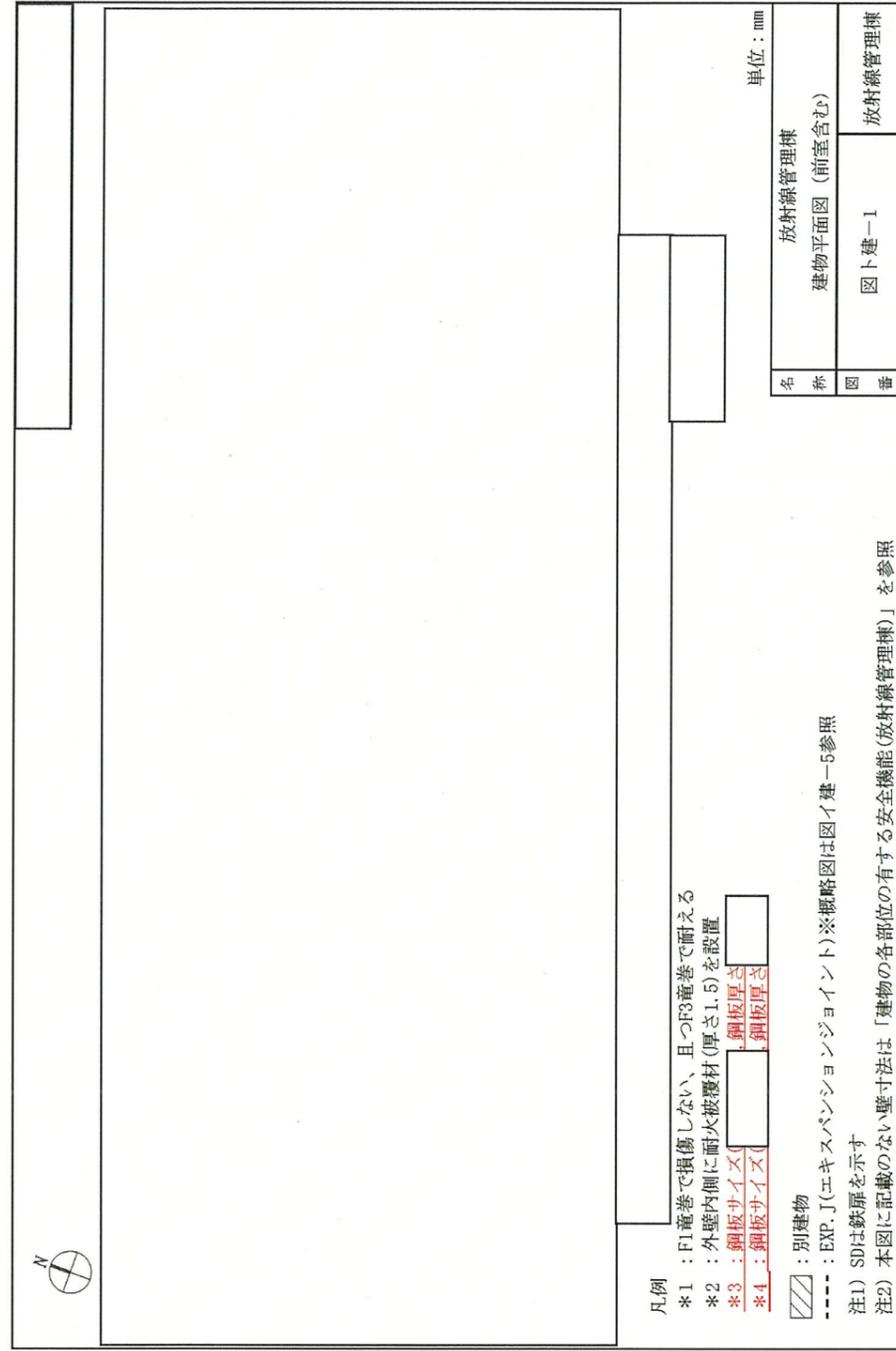
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



731

変更後



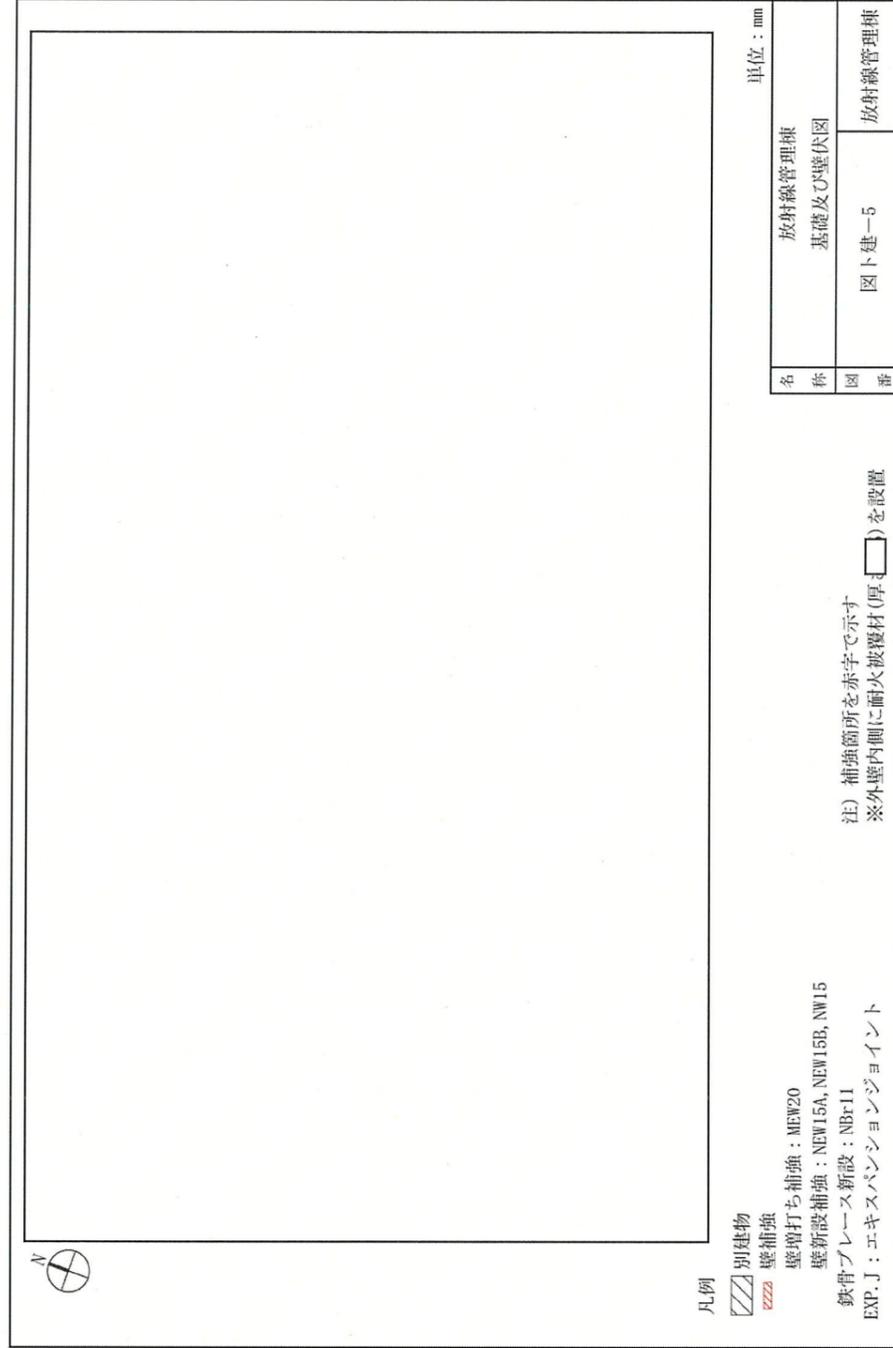
731

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

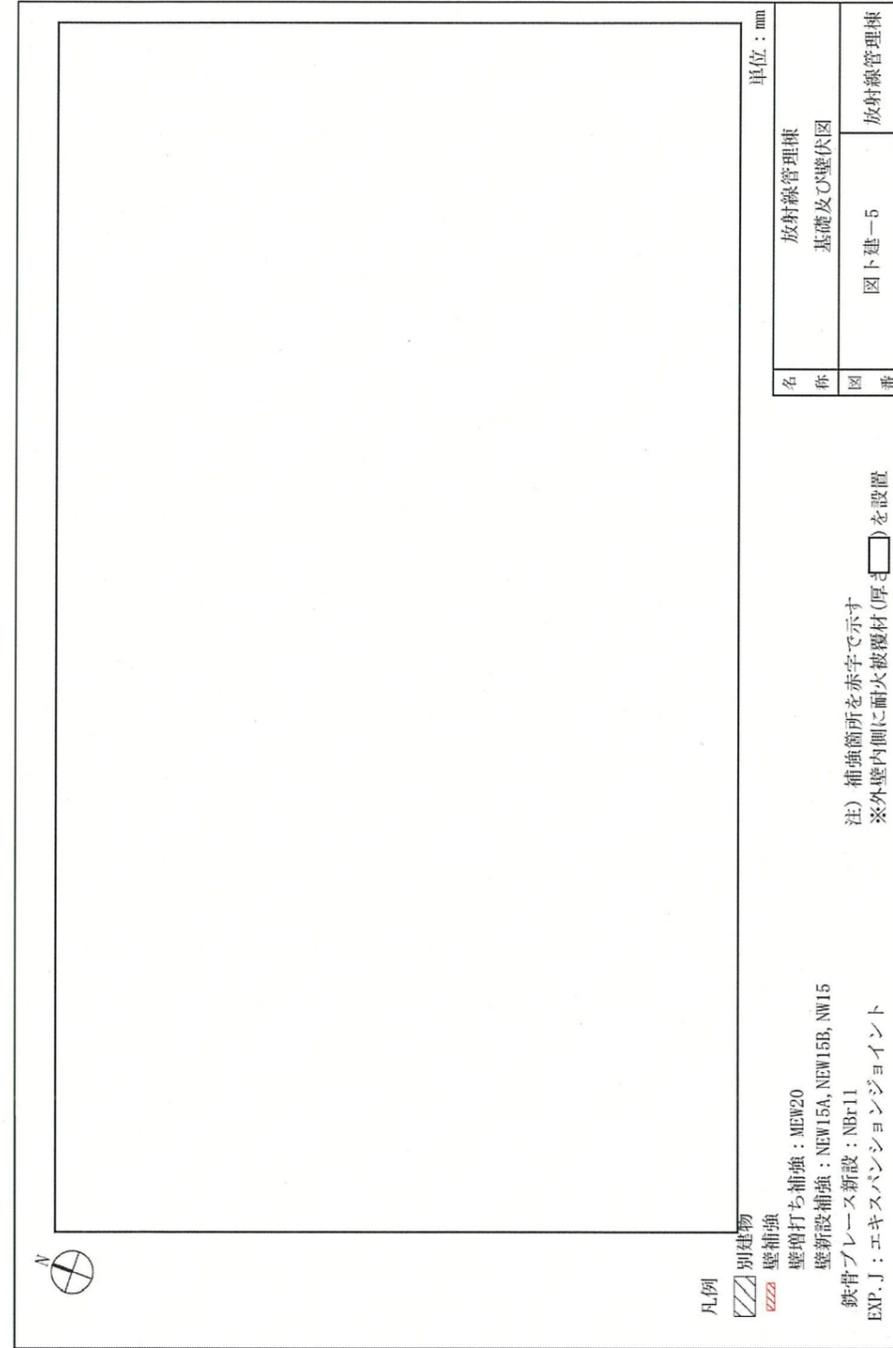
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



735

変更後



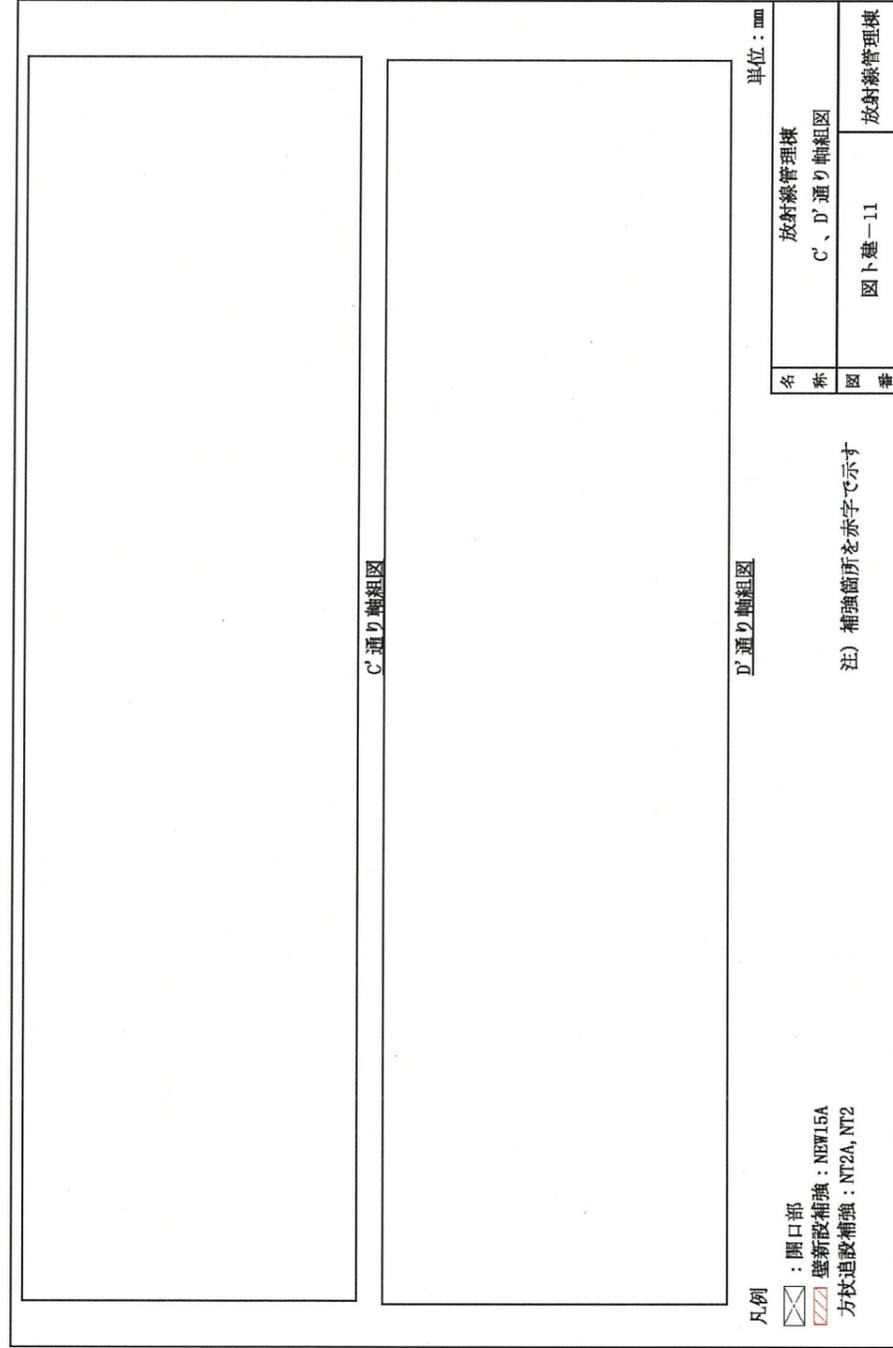
735

変更理由

新設壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は新設壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

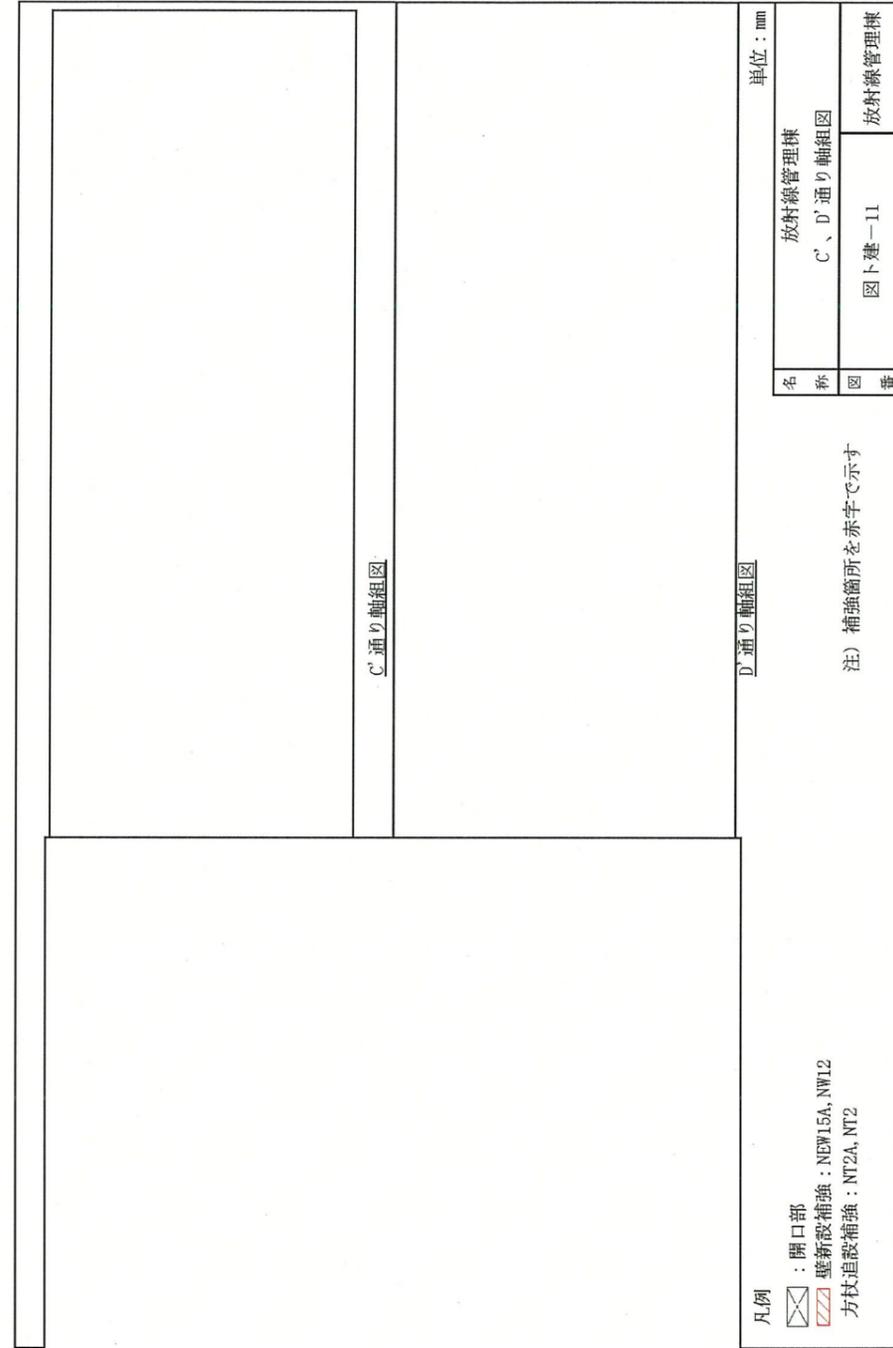
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



741

変更後

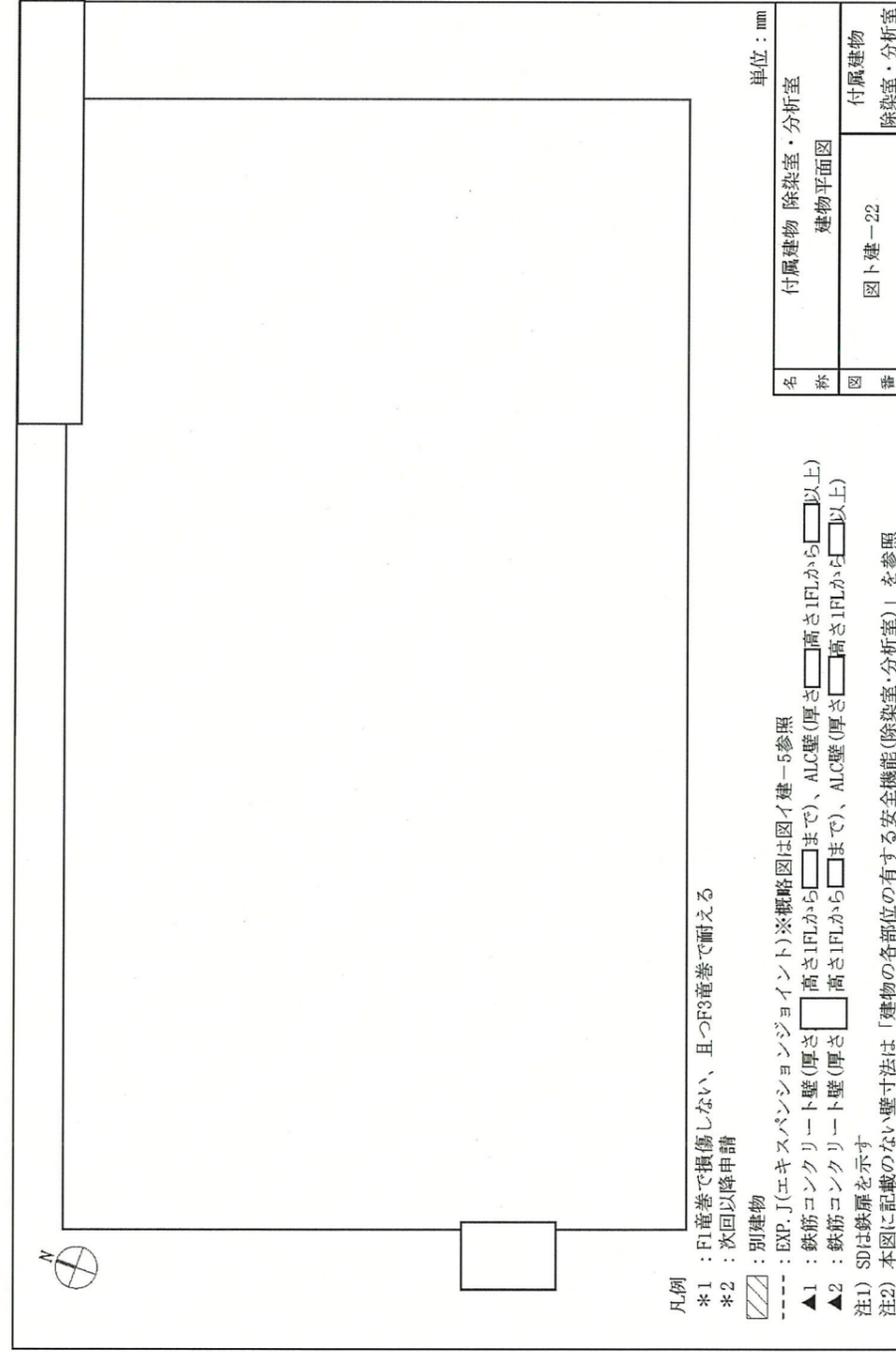


変更理由

新設壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は新設壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)

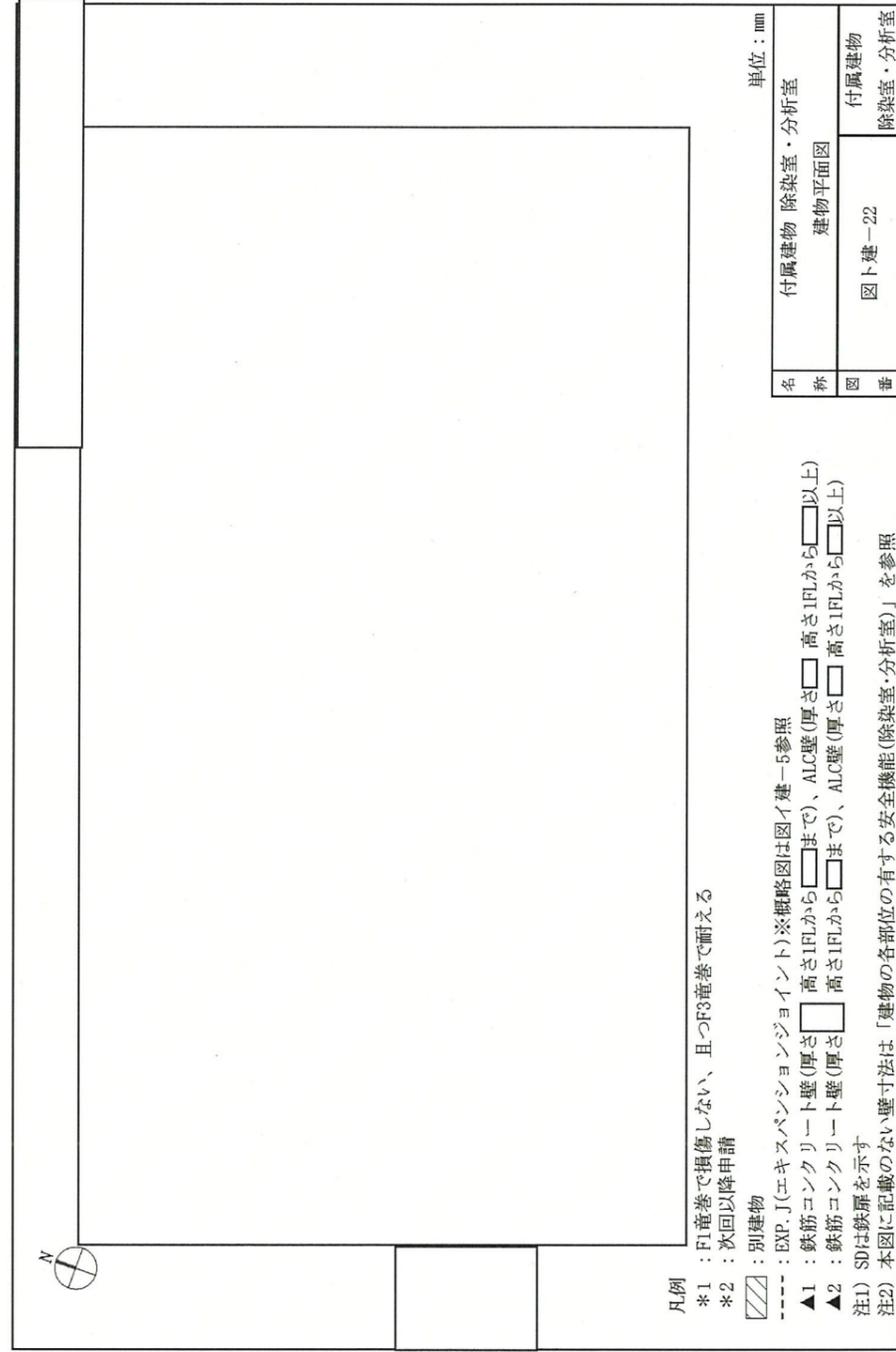


凡例
 *1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
 *2 : 次回以降申請
 ▨ : 別建物
 --- : EXP, J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照
 ▲1 : 鉄筋コンクリート壁(厚さ□高さIFLから□高さIFL以上)
 ▲2 : 鉄筋コンクリート壁(厚さ□高さIFLから□高さIFL以上)
 注1) SDは鉄扉を示す
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(除染室・分析室)」を参照

名称	付属建物 除染室・分析室
図番	建物平面図 図ト建-22
付属建物	除染室・分析室

752

変更後



凡例
 *1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
 *2 : 次回以降申請
 ▨ : 別建物
 --- : EXP, J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照
 ▲1 : 鉄筋コンクリート壁(厚さ□高さIFLから□高さIFL以上)
 ▲2 : 鉄筋コンクリート壁(厚さ□高さIFLから□高さIFL以上)
 注1) SDは鉄扉を示す
 注2) 本図に記載のない壁寸法は「建物の各部位の有する安全機能(除染室・分析室)」を参照

名称	付属建物 除染室・分析室
図番	建物平面図 図ト建-22
付属建物	除染室・分析室

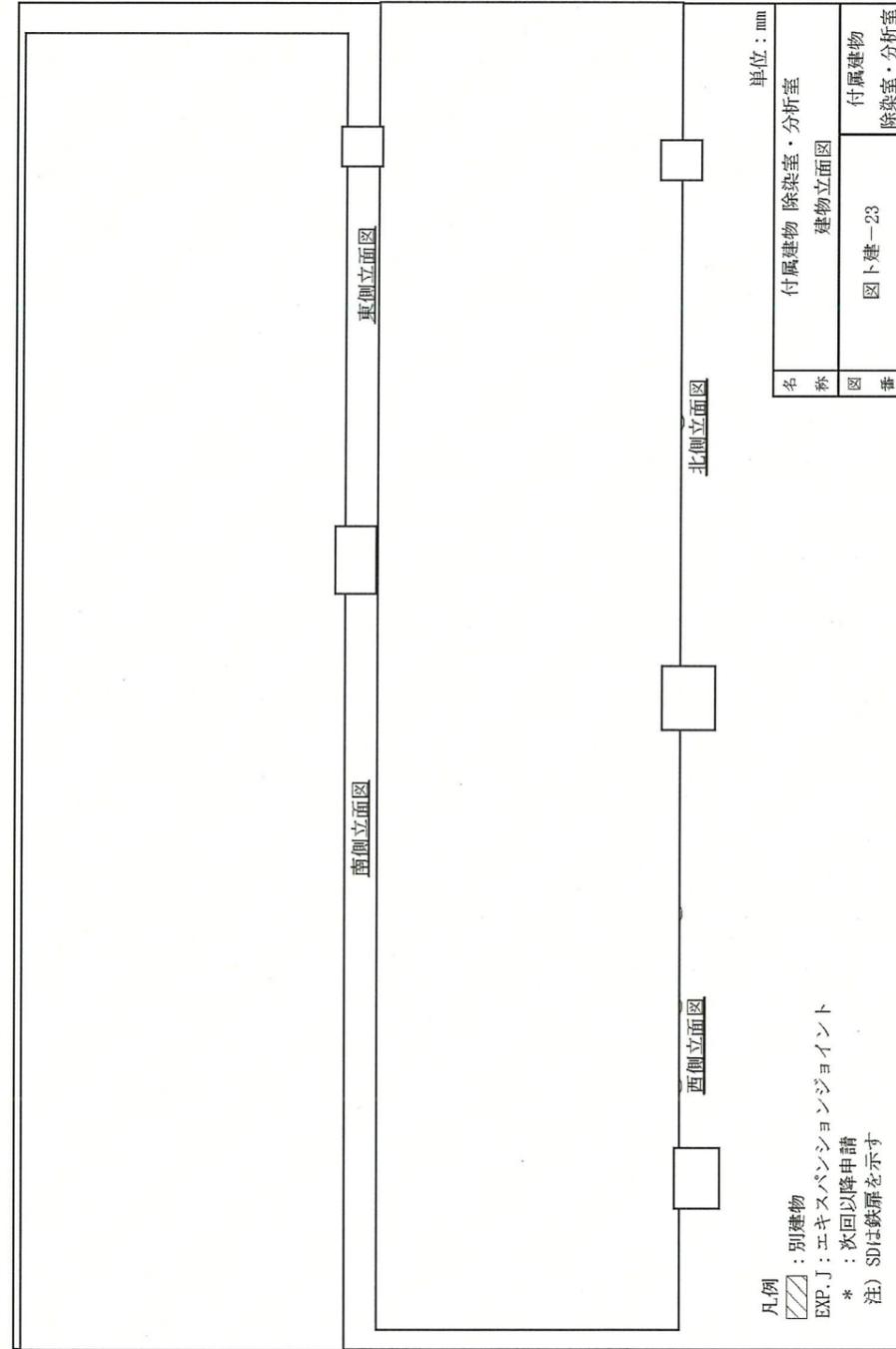
752

変更理由

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

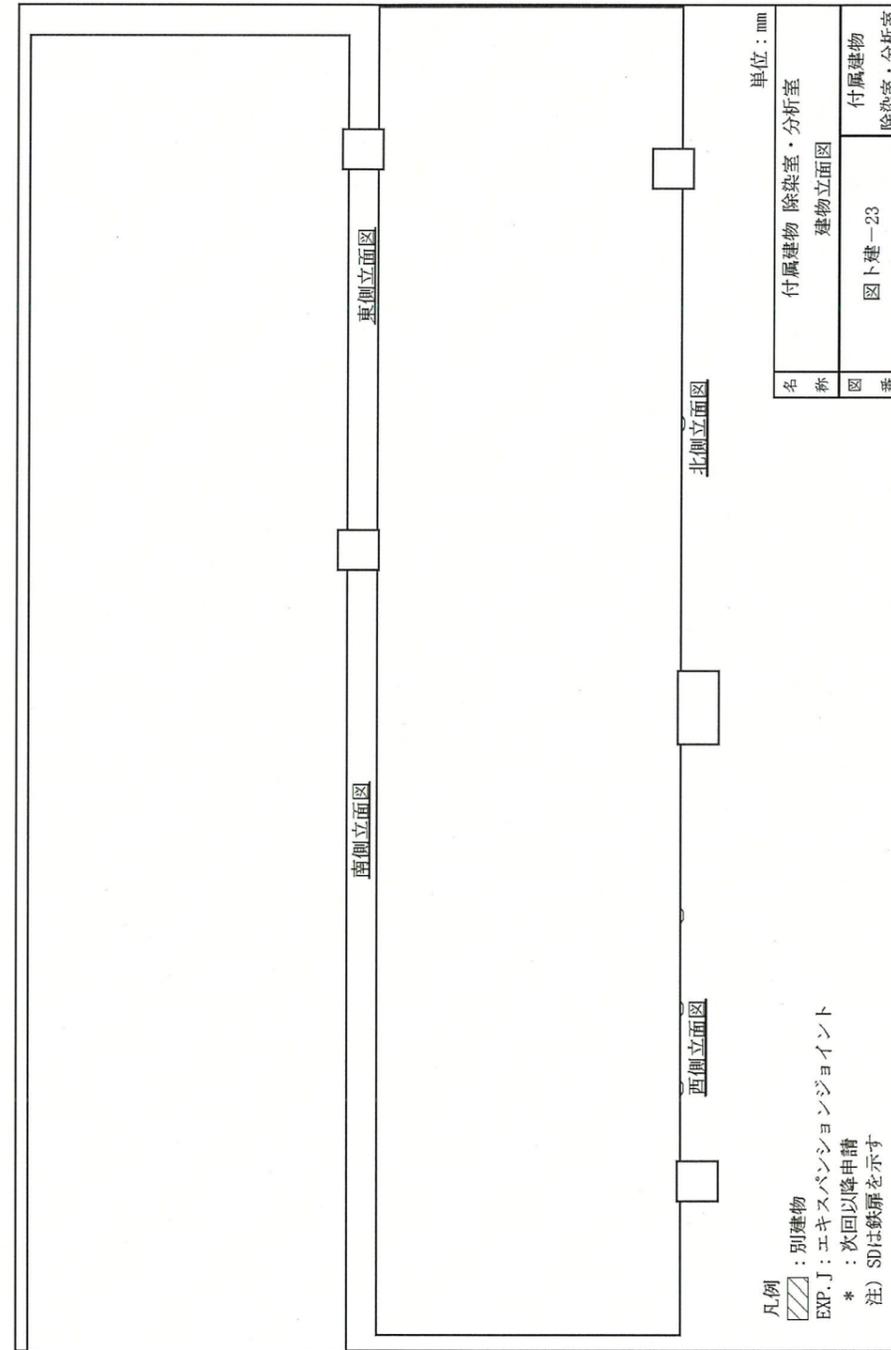
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



753

変更後



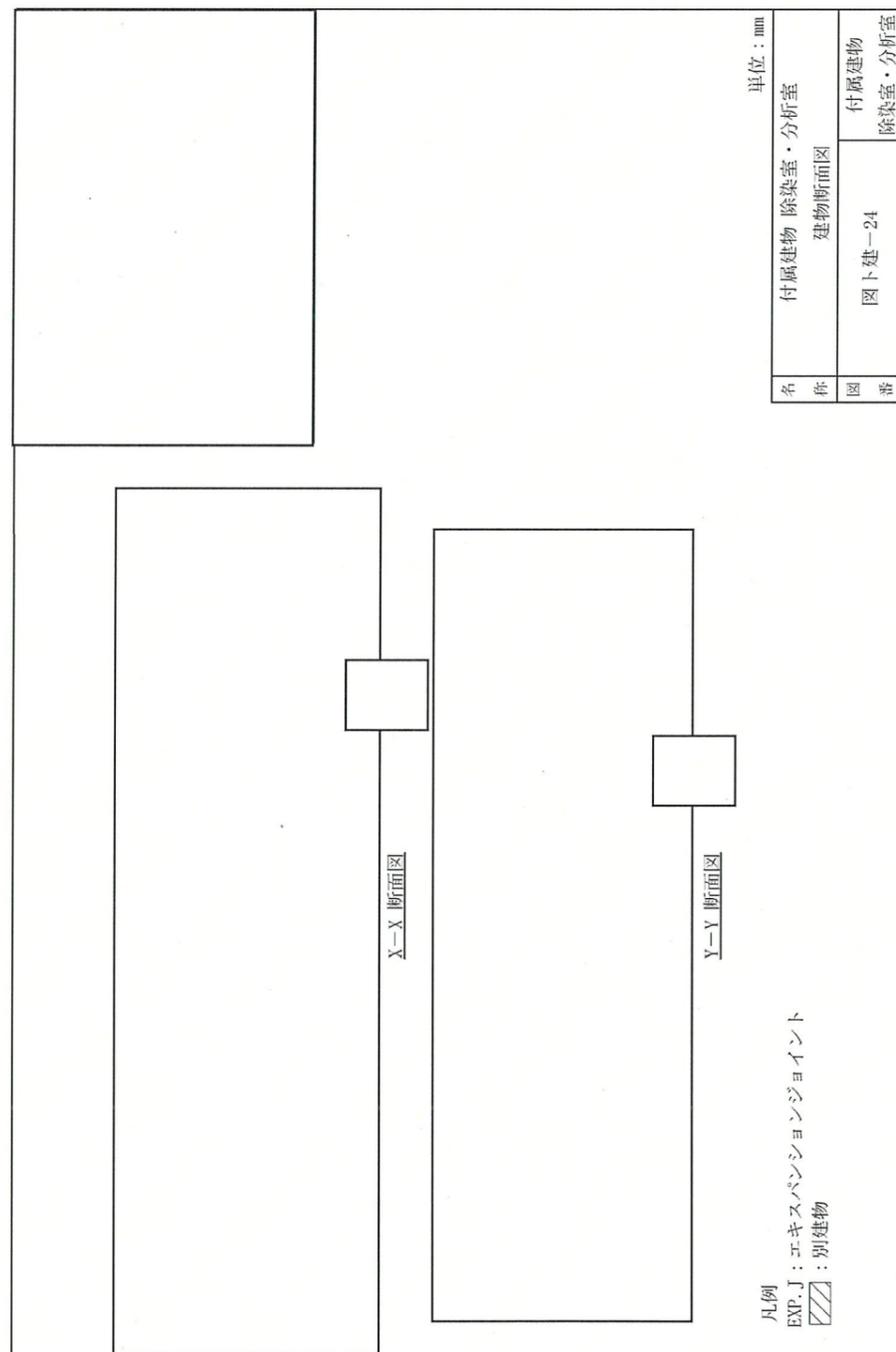
753

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

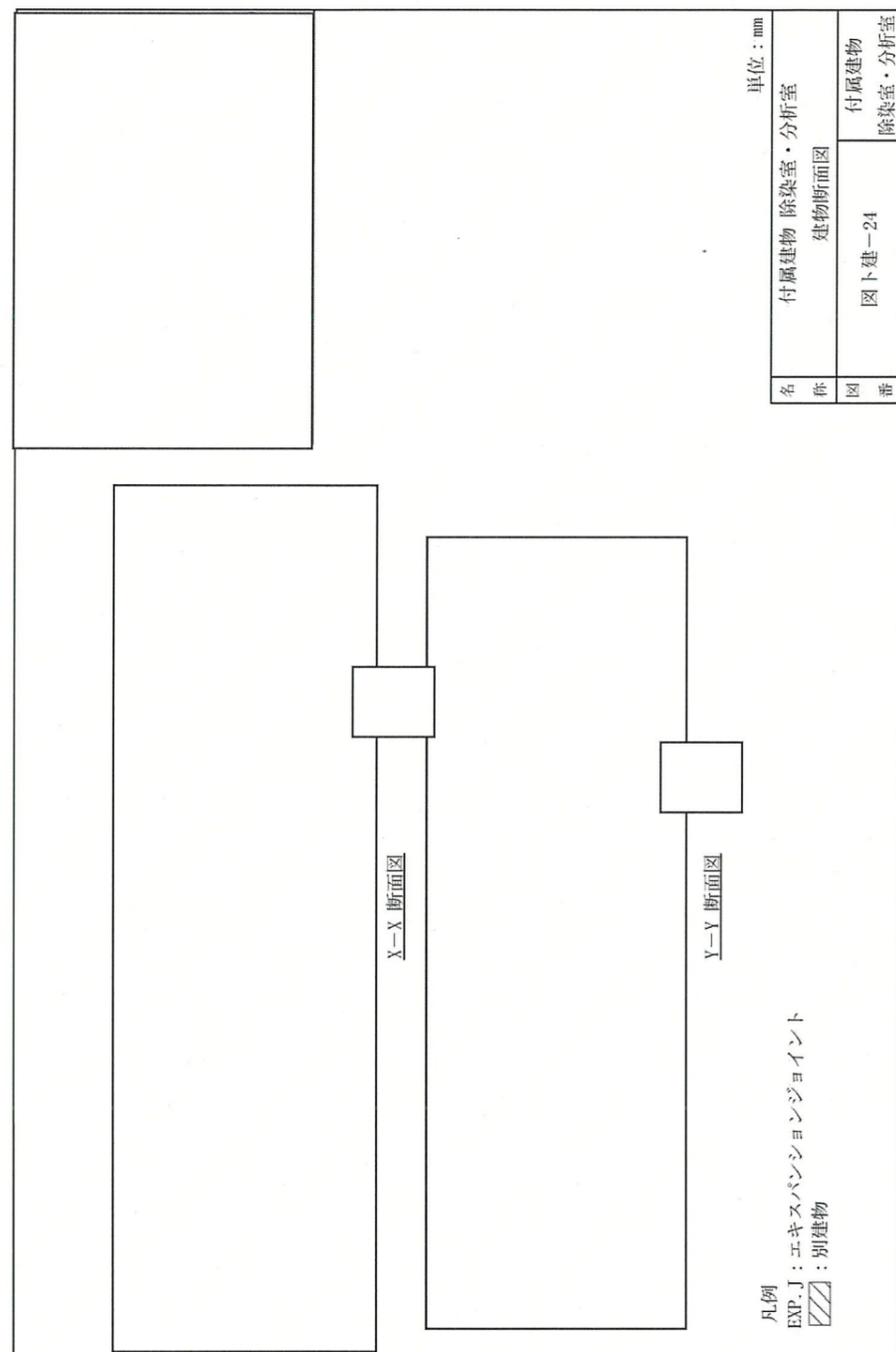
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



754

変更後



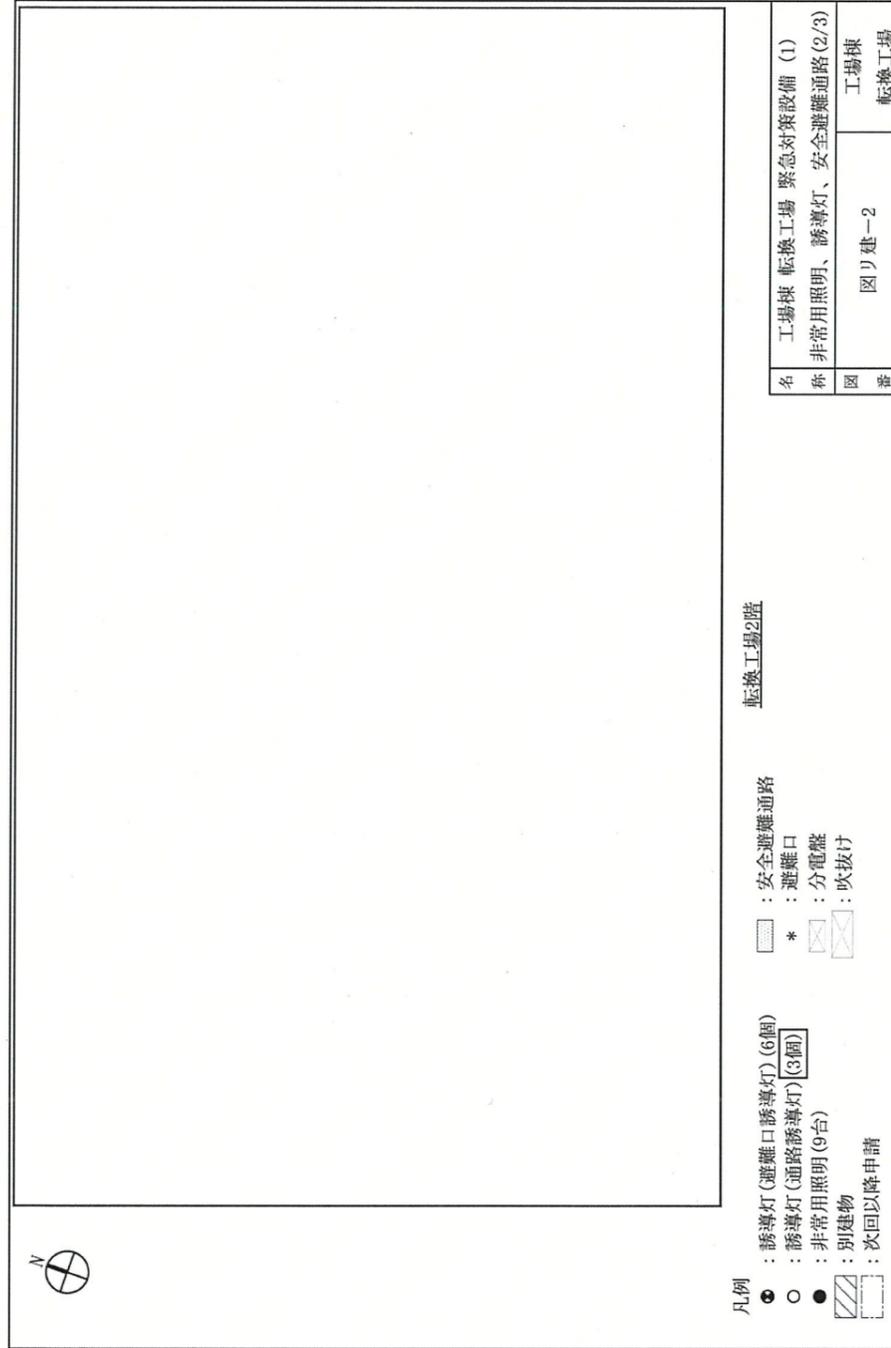
754

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

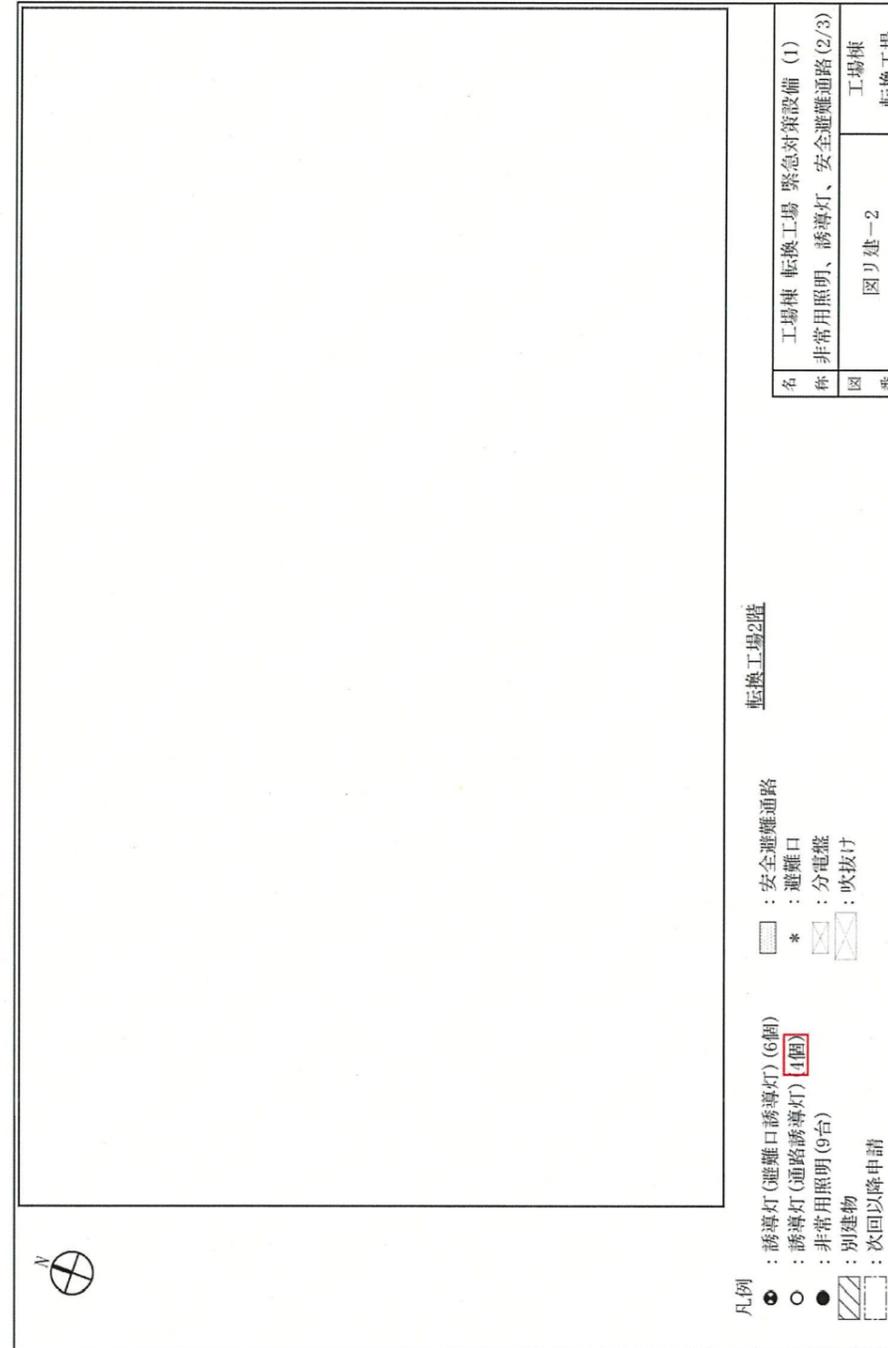
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



794

変更後



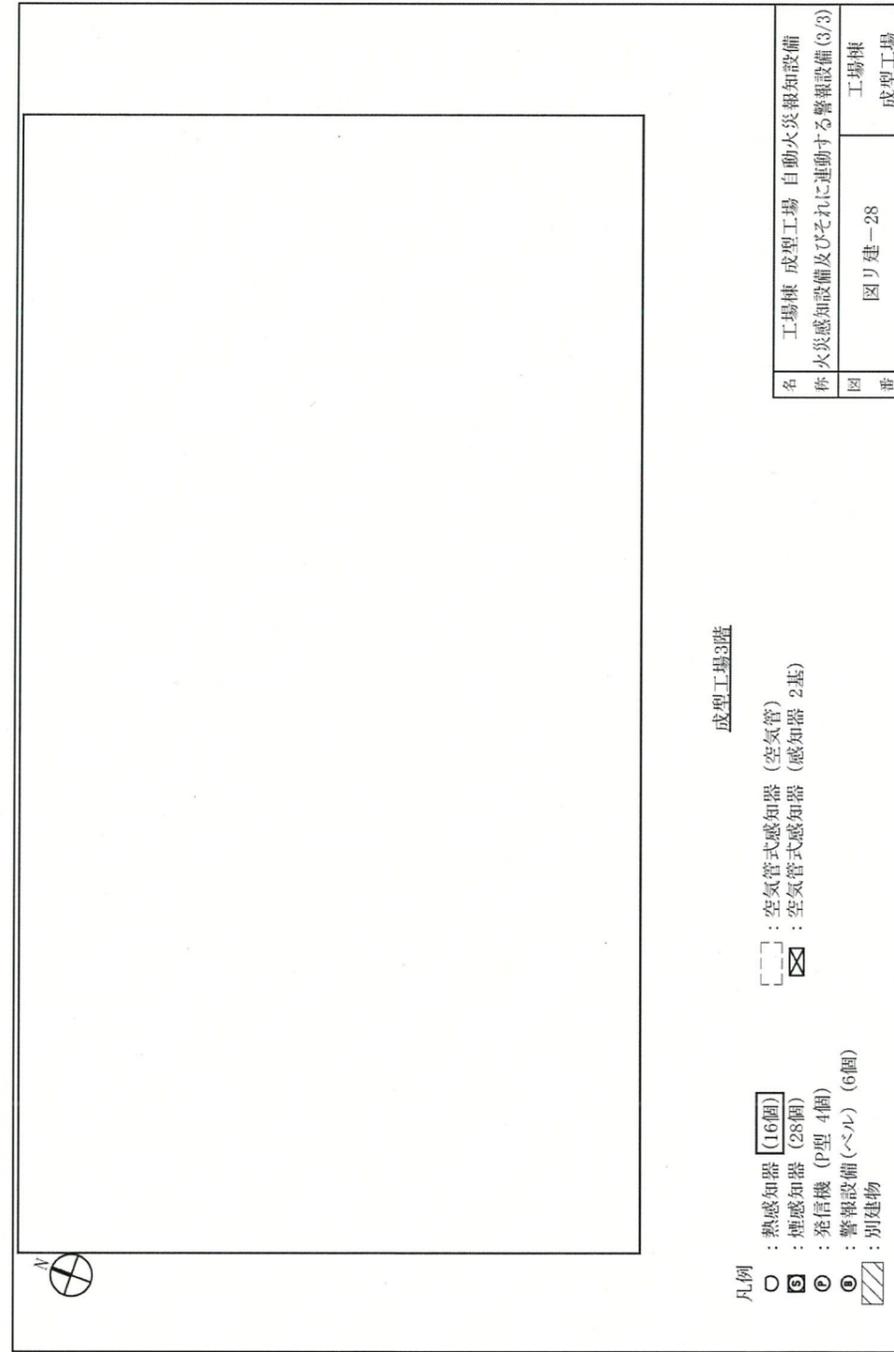
794

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

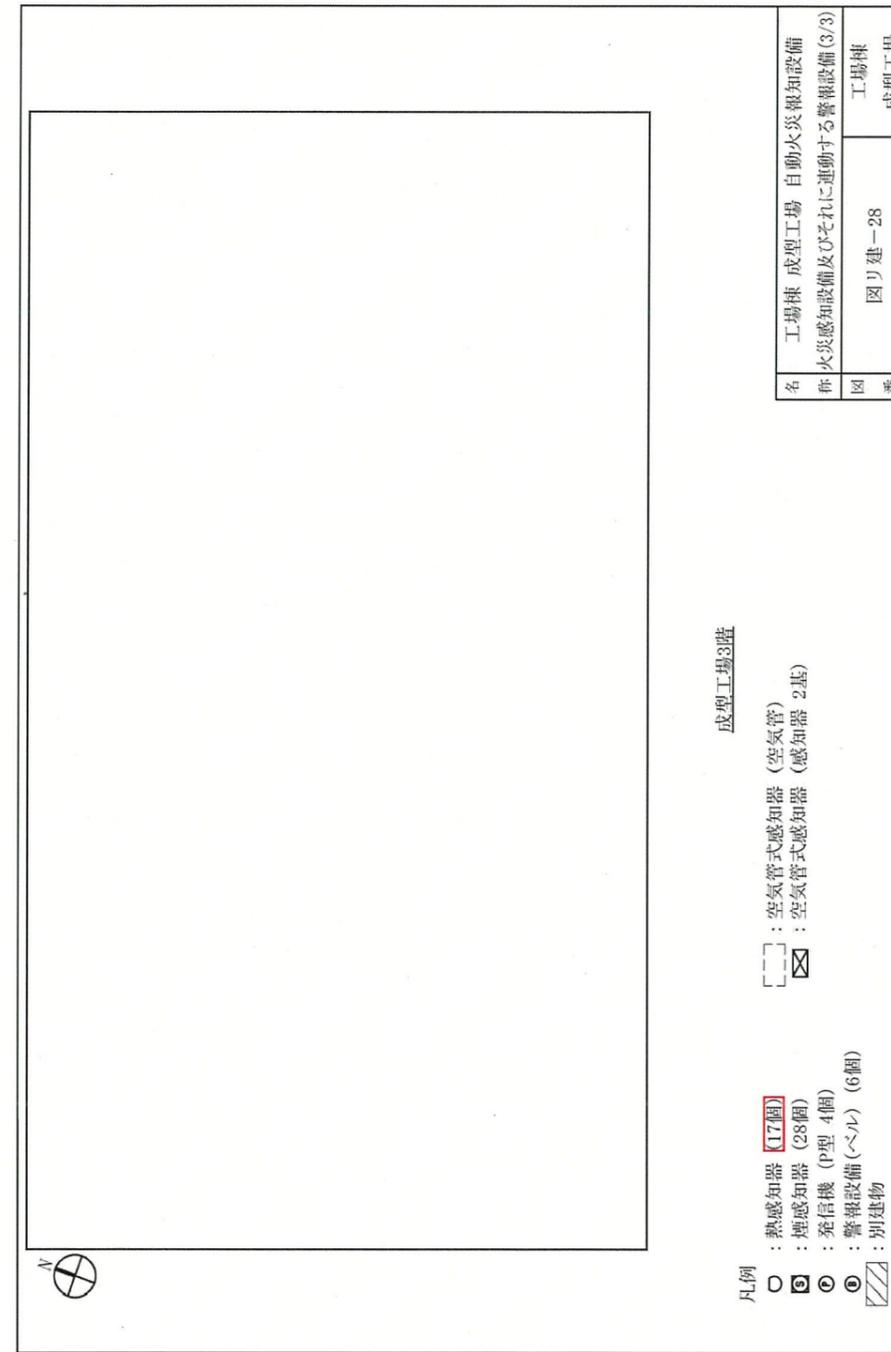
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



820

変更後



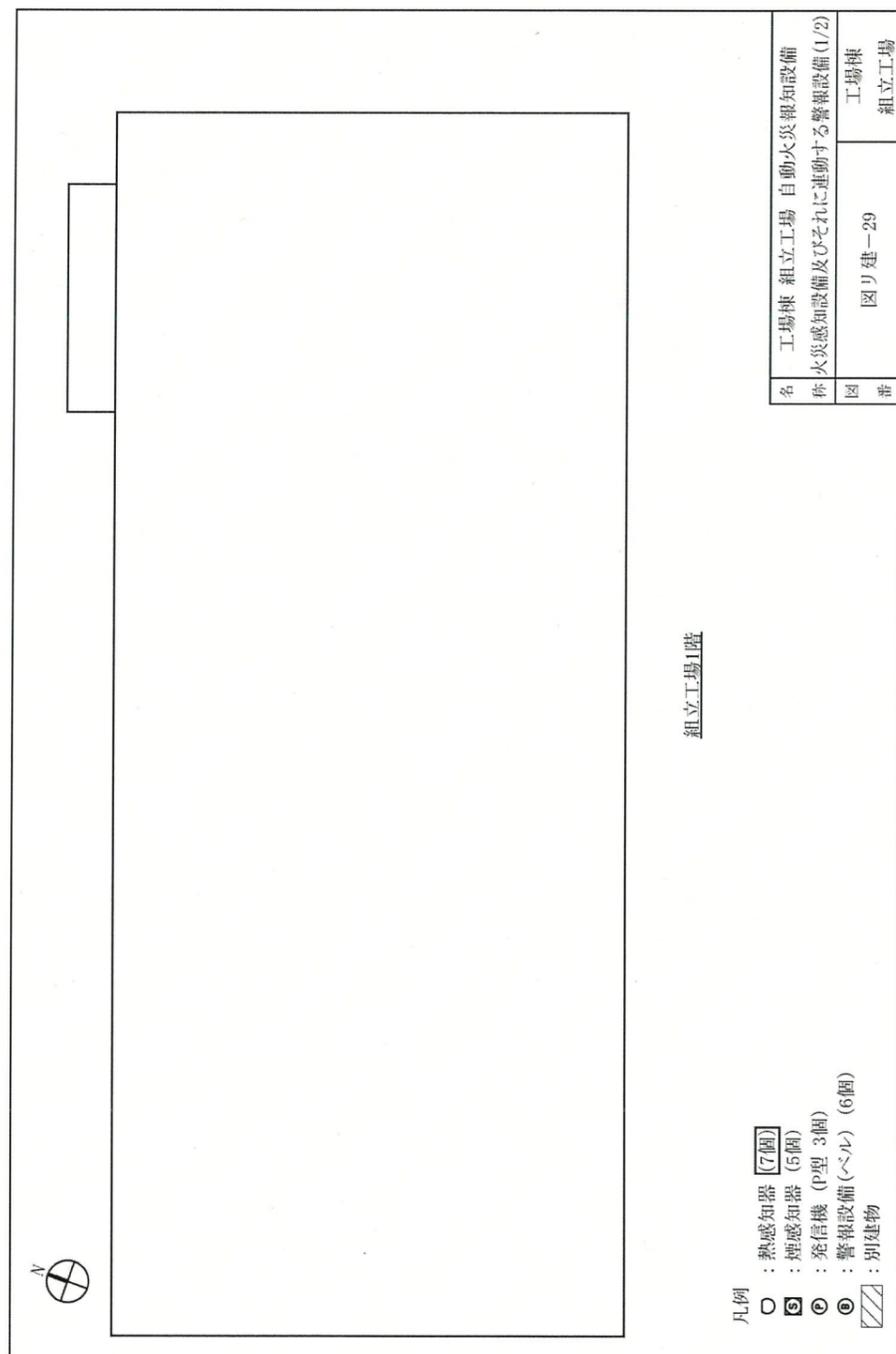
820

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

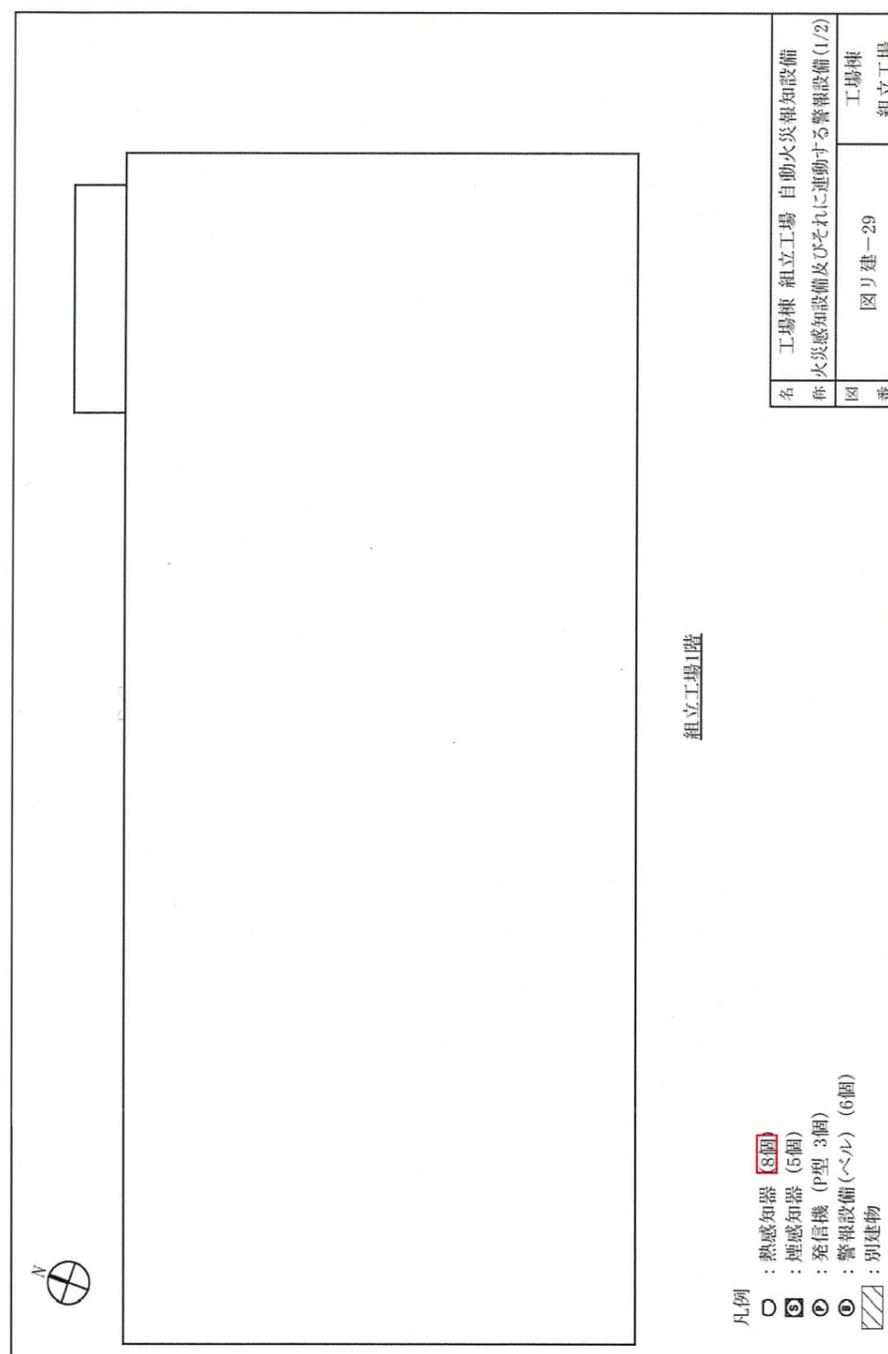
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



821

変更後



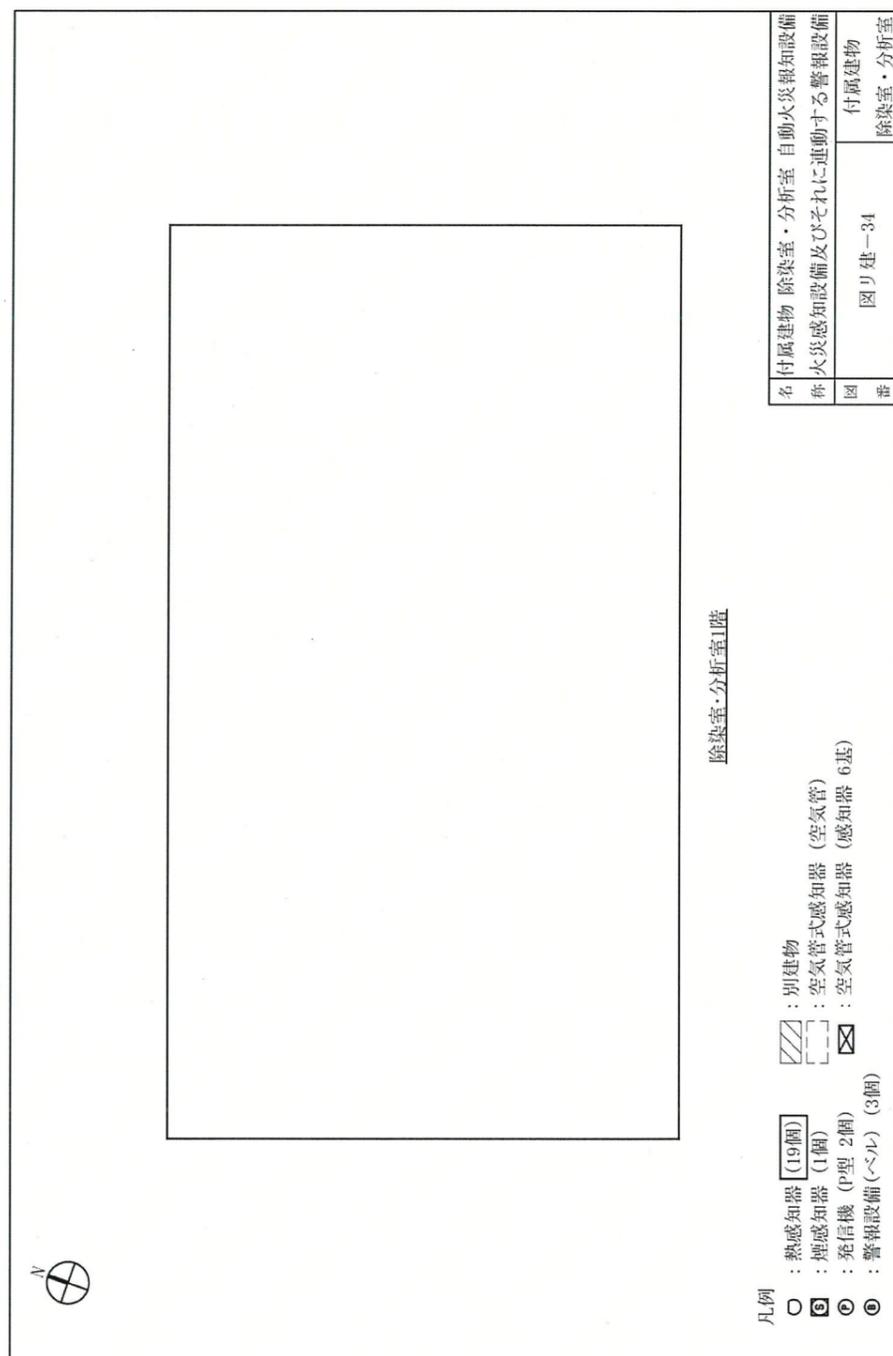
821

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

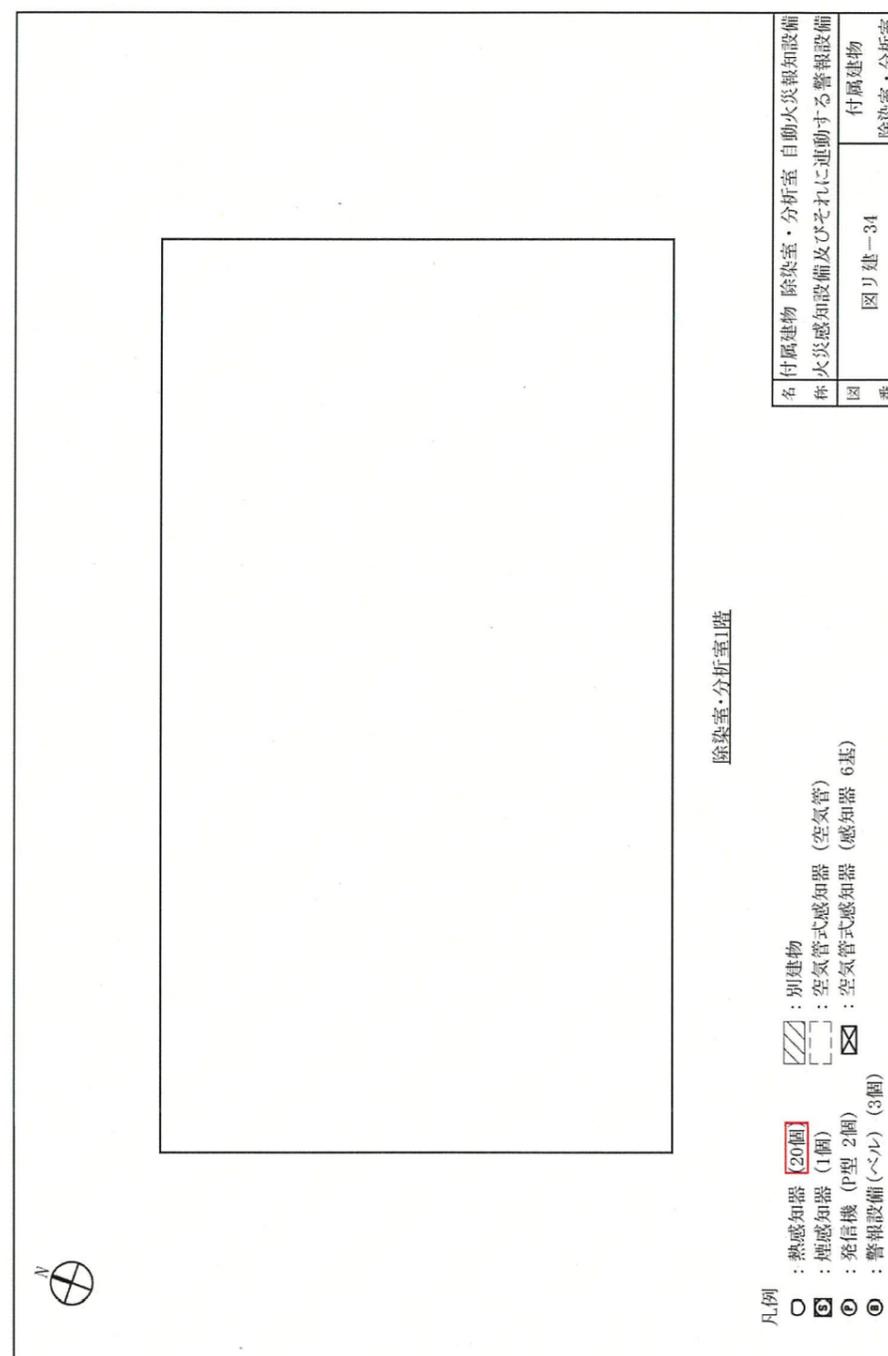
変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年3月27日付 原規規発第2003279号にて認可)



826

変更後



826

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。